

平成29年10月 3 日（火曜日）

第 4 号

平成29年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第 4 号

平成29年10月3日（火曜日）

出席委員

委員長

松山丈史君

副委員長

内田尊之君

道見泰憲君

畠山みのり君

新沼透君

田中英樹君

山崎泉君

沖田清志君

中野秀敏君

村木中君

長尾信秀君

広田まゆみ君

岩本剛人君

出席説明員

経済部長 阿部啓二君

経済部観光振興監 木本晃君

経済部食産業振興監 田辺利信君

経済部次長 倉本博史君

食関連産業室長 三井真君

経済企画局長 佐藤靖史君

観光局長 多田聡史君

地域経済局長 尾形和則君

産業振興局長 野村聡君

労働政策局長 堀泰雄君

国際観光担当局長 近藤裕司君

環境・エネルギー一室長 中島俊明君

総務課長 遊佐貴志君

食関連産業室参事 山口了子君

経済企画課長 仲野克彦君

観光局参事 山口要君

同 磯部政志君

中小企業課長 田畑洋一君

産業振興課長 新津健次君

環境・エネルギー一室参事 佐藤隆久君

雇用労政課長 田邊弘一君

就業支援担当課長 千葉公志君

働き方改革推進室長 土屋節子君

教育長 柴田達夫君

教育部長兼教育職員監 佐藤寛君

学校教育監 村上明寛君

総務政策局長 土井寿彦君

学校教育局長 北村善春君

指導担当局長 岸小夜子君

特別支援教育担当局長 磯貝隆之君

生涯学習推進局長 大川祐規夫君

新しい高校づくり推進室長 武田信吾君

教育職員局長 宇田賢治君

総務課長 岩淵隆君

教育政策課長 名子学君

広報・情報担当課長	加藤 ひとみ 君	新しい高校づくり 推進室参事(改革推進)	相馬 哲也 君
高校教育課長	山本 明敏 君		
義務教育課長	波岸 克泰 君		
教育環境支援・研修 担当課長	谷垣 朗 君	議会事務局職員出席者	
特別支援教育課長	山本 純史 君	議事課主幹	西本 司 君
健康・体育課長	宮岡 孝博 君	議事課主査	寅尾 昌史 君
学校教育局参事 (生徒指導・学校安全)	川端 雄一 君	同	神澤 信宏 君
生涯学習課長 兼生涯学習推進 センター所長	船木 誠 君	同	田中 啓之 君
文化財・博物館課長	小松 智子 君	同	有馬 一幸 君
新しい高校づくり 推進室参事(高校配置)	櫻井 良之 君	同	渋谷 崇 君
		同	加藤 隆行 君

午前10時1分開議

○松山文史委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔寅尾主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

道見 泰憲 委員

畠山 みのり 委員

であります。

○松山文史委員長 それでは、議案第1号ないし第4号を一括議題といたします。

1. 経済部所管審査（続）

○松山文史委員長 10月2日に引き続き、経済部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

村木中君。

○村木中委員 それでは、通告いたしました大きく2点について質問させていただきたいと思っております。

まず、働き方改革推進方策についてお伺いしたいと思います。

先日の委員会に、北海道働き方改革推進方策の素案が報告されました。素案では、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上を三つの柱として掲げております。

以下、これらの柱に沿って、順次伺ってまいります。

まず、多様な人材の活用、中でも、女性の就業の促進についてです。

総務省が実施した平成28年の労働力調査によると、本道の女性の就業率は、全年齢層で全国より4.3ポイント低い44.6%にとどまっており、25歳から29歳の年齢層では、全国との差がさらに広がり、5.4ポイント低い72.8%となっております。その要因をどのように分析しているのか、お伺いいたします。

○松山文史委員長 雇用労政課長田邊弘一君。

○田邊雇用労政課長 女性の就業状況についてでございますが、全国、本道ともに、女性の就業率は上昇してきておりますが、本道におきましては、全年齢層にわたり、全国に比べて女性の就業率が低くなっており、特に、25歳から29歳の年齢層の就業率が低くなっております。

就業構造基本調査によりますと、本道におきましては、25歳から29歳の年齢層の専業主婦の割合が55.0%となっており、全国の44.9%に比べて10.1ポイント高く、結婚や出産などを機に仕事をやめるケースが多いものと考えられます。

以上でございます。

○村木中委員 全国を上回るペースで人口減少や少子・高齢化が進む本道では、女性の活躍が不可欠であり、就業の障害となっている要因を少しでも減らして、女性の就業を促していく必要があると考えます。どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○松山文史委員長 就業支援担当課長千葉公志君。

○千葉就業支援担当課長 女性の就業支援についてでございますが、就業構造基本調査によりますと、本道では、25歳から34歳の離職している子育て中の女性の59%が就業を希望しており、そのうち、77%が就職活動に至っていないという結果が出ております。

その理由といたしましては、離職後のブランクや子育てとの両立への不安などが挙げられています。

このため、道では、このような女性の就業を促進するため、セミナーの開催や企業への就業体験などを行う地域子育てなでしこ再就職支援事業を道内の5カ所で実施しているところでございます。

また、本年度から道内で6カ所にふやしたマザーズ・キャリアカフェにおきまして、子育て中の働き方についてのカウンセリングなどを実施するとともに、ハローワークのマザーズコーナーとも連携いたしまして、女性が、仕事と子育てを両立しながら、生き生きと働き続けることができるよう、取り組みを進めてまいる考えであります。

以上です。

○村木中委員 訪日外国人の来道者数は、ここ数年、飛躍的に増加して、平成25年度に100万人を突破し、27年度には200万人を超えて、昨年度は230万人に達しております。

来道する外国人がふえれば、ビジネスチャンスも広がりますが、増加する外国人の需要の受け皿となるホテル・旅館業、飲食サービス業などで、これらに対応する労働力が、雇用情勢の改善、人口減少や少子・高齢化の影響、就職時や大学進学時の道外流出などが原因で、不足してい

る状況にあります。

このため、国では、外国人の就労条件の緩和を進めて、例えば、農業分野などで、特区制度を活用し、外国人の就労を一部解禁するなど、外国人の就職につながる制度の改善に努めておりますが、その分野は限られており、道内では、外国人の就労が広がりを見せるには至っておりません。

一方、道内就職を希望する外国人留学生は多いものの、道内の産業、企業に関する情報不足や、我が国ならではの就職活動への理解不足などから、道内で就職する外国人留学生は、全国に比べて少ないと聞いております。

外国人留学生の語学力や、留学で培った高度な専門知識、技能などを生かすためには、道内就職者をふやすべきと考えますが、どう取り組んでいく考えなのか、伺いたいと思います。

○千葉就業支援担当課長 外国人留学生の道内就職の促進についてでございますが、昨年度実施いたしました、道内の48の大学、短期大学を対象とした外国人留学生状況調査におきましては、本道における外国人留学生の道内就職率は11.5%となっているところでございます。

本道におきましては、グローバル化が進み、訪日外国人来道者数が飛躍的に増加している中、国際的視野や高度な専門知識、技能を有する外国人留学生に道内で活躍していただくことは、今後ますます重要になると考えられます。

このため、道といたしましては、本年度、外国人留学生の道内就職を促進するため、合同企業説明会や就職面接会の開催に加えまして、インターンシップの受け入れ先企業の開拓などに取り組んでいるところでございます。

今後とも、国や大学、商工団体などと連携をしながら、1人でも多くの外国人留学生が道内の企業に就職できますよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○村木中委員 道では、昨年12月に、ほっかいどう働き方改革支援センターを開設し、働き方改革に関する企業からの相談への対応やアドバイザーの派遣、改善プランの作成などに取り組んでいると聞いております。開設からこれまでの運営の状況はどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○松山文史委員長 働き方改革推進室長土屋節子君。

○土屋働き方改革推進室長 働き方改革支援センターの取り組みの状況についてでございますが、働き方改革に関するワンストップ窓口であります、ほっかいどう働き方改革支援センターでは、社会保険労務士や中小企業診断士が常駐し、電話、面談のほか、全道の6カ所での出張相談やアドバイザーの派遣などを行っており、昨年12月20日の開設から本年8月末までに、182件の相談に対応してきたところでございます。

また、企業経営者等を対象としたセミナーを開催するなどして、働き方改革の普及啓発に取り組むとともに、昨年度は、人手不足が課題となっているIT産業や運輸業の業界団体と連携して、就業環境の実態調査を行い、働き方改革を進めるための改善例を取りまとめたところでござ

います。

本年度は、IT産業、運輸業、宿泊業の業界団体と連携し、モデル企業による改善の実践と改革プランの作成を行っているところでございます。

○村木中委員 働き方改革支援センターの取り組みについては、今後もしっかりと進めていただきたいと考えておりますが、それぞれの企業における働き方改革を具体的に前に進めるためには、トップが、改革を必ず進めるという強い意志や取り組みへの意欲を持つことが大変重要だと思います。

そのためには、モデルとなる先進企業の紹介や改善ノウハウの提供などによる、経営者への動機づけを行っていく必要があると思います。どのように取り組んでいく考えなのか、伺いたします。

○松山文史委員長 労働政策局長堀泰雄君。

○堀労働政策局長 企業経営者への働きかけについてでございますが、企業等において働き方改革に取り組むに当たっては、経営トップが、働き方改革を進めるという強い意志を持ち、明確なメッセージを社内に発信して、取り組みを促すことが重要と認識しております。

道では、企業経営者等を対象としたセミナーを開催するとともに、ほっかいどう働き方改革支援センターの助言を受けて働き方改革に取り組んだ事例や先駆的な取り組み事例、本年度作成することとしている業種別の改革プランなどをホームページで公表するなどして、関係支援機関などと連携をしながら、働き方改革への企業経営者の動機づけを行い、多くの道内企業において働き方改革が進むように取り組んでまいります。

以上です。

○村木中委員 最後に、生産性の向上についてであります。これまで質問してきた、多様な人材の活躍や就業環境の改善といった取り組みは、国における労働関係法令の整備等により、半ば強制的に進む面もあると考えられますが、生産性の向上については、そのような展開ではなく、それぞれの企業はもとより、国や地方公共団体、民間機関が知恵を絞りながら取り組まなければならない状況にあると考えております。

働き方改革の実現に向けて、労働時間の縮減や賃金の引き上げなど、就業環境の改善を行いたくても、人手が不足し、収益力が弱いため、余裕がないといった中小・小規模事業者の声をよく聞きます。

道は、こうした中小企業者の経営環境をどのように認識しているのか、伺いたいと思います。

○松山文史委員長 中小企業課長田畑洋一君。

○田畑中小企業課長 中小企業の経営環境についてでございますが、本道経済は回復基調にあるものの、地域経済を支える中小企業におきましては、雇用情勢の改善や人口減少により、人手不足が深刻化しており、事業の維持拡大に支障が生じることが懸念されているところでございます。

道が実施をいたしました最近の企業経営者意識調査におきましても、人手不足や従業員の賃金

引き上げなどを経営上の課題とする声が多くなっておりますほか、北海道財務局が本年4月に実施をしました賃金の動向調査では、社員のモチベーションの向上などのため、多くの企業が賃上げを実施したものの、賃上げを見送った中小企業におきましては、業績の低迷や先行きの不透明感をその理由に挙げているところでございます。

こうしたことから、働き方改革を進めるためには、長時間労働の是正や賃上げといった、就業環境の改善を図るとともに、本道の中小企業の売り上げの拡大や業務の効率化を通じて、経営力の強化を図ることが重要な課題と考えているところでございます。

以上でございます。

○村木中委員 企業は、収益力を強化し、生産性を高めなければ、就業者の処遇改善も多様な人材の活用も進めることが難しいと思います。

働き方改革推進方策の素案で、生産性の向上に関しては、新商品・新サービス開発による付加価値の向上、イノベーションの担い手創出、マーケット開拓、道内投資呼び込みの推進などを掲げていますが、道はどのように進めていこうと考えているのか、伺いたいと思います。

○松山丈史委員長 経済企画課長仲野克彦君。

○仲野経済企画課長 中小企業の付加価値向上などについてであります。企業の生産性を向上させるためには、業務の省力化や効率化を進めるほか、生産、販売する物やサービスの付加価値を高めるなど、売り上げや利益を増加させることが必要です。

このため、道では、これまで、新商品、新サービスの開発、新分野への進出や国内外への販路の拡大を支援するとともに、産業の担い手となる創業の拡大や産業人材の育成など、中小企業の競争力の強化に向けた各般の施策に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした付加価値の向上に資する施策を積極的に推進するなどして、本道の中小企業への支援に努め、地域産業力の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○村木中委員 働き方改革推進方策の素案では、業務における、AIやIoT等、新たな技術の活用の拡大による省力化の推進を掲げておりますが、小規模企業などでは、ホームページすら開設していない企業や、開設しても、ほとんど更新できていないような企業も多いなど、基礎的なITの導入と活用の促進が依然として課題となっているケースが少なくありません。

道は、我が会派の代表質問でも、ITの一層の利活用などを通じ、人手不足にも対応する業務の効率化を図ると答弁しておりますが、ITの利活用などを初めとして、小規模企業など、取り組みがおこなわれている事業者の業務効率化や省力化に向けて、どのような働きかけを行っていく考えか、伺いたいと思います。

○松山丈史委員長 地域経済局長尾形和則君。

○尾形地域経済局長 企業の業務の効率化、省力化についてでございますが、国の調査によりますと、IT導入などの投資を積極的に行っている企業は、投資をしない企業に比べて、売上高や経常利益率が上回るといった効果が認められるものの、業務プロセスの合理化等を目指したIT

導入は2割程度にとどまっているなど、IT人材の不足やIT導入効果への理解不足が依然として指摘されております。

道といたしましては、国の事業も活用しながら、業務の効率化に大きな役割を果たすIT導入を一層進めますとともに、地域の商工団体、金融機関などの支援機関が連携した経営サポートや、ほっかいどう働き方改革支援センターの専門家派遣などを通じまして、中小・小規模企業の業務の省力化、効率化による経営改善に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○村木中委員 本道の産業構造は、中小・小規模事業者がほとんどを占めており、また、総生産や就業者に占めるサービス産業の割合が、全国に比べて大きいことから、道が生産性の向上を促進するに当たっては、中小・小規模企業、サービス産業の付加価値の向上や、業務の効率化、省力化が非常に重要となってまいります。

働き方改革推進方策の素案では、付加価値の向上と効率性の向上を両輪として推進していくとしております。

道は、これまで、付加価値の向上に向けては、さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、業務の効率化や省力化の向上に向けた取り組みが十分に行われてきたとは言いがたいと考えます。

また、本道は、全国より早いペースで生産年齢人口の減少が進んで、労働力人口の減少が懸念されるため、特に、効率化、省力化の取り組みは、他の地域に比べて一層重要だと思っております。

働き方改革の成否を分ける本道企業の生産性向上、とりわけ、業務の効率化、省力化に向けて、道はどのように取り組む考えなのか、伺いたいと思っております。

○松山文史委員長 経済部長阿部啓二君。

○阿部経済部長 生産性の向上に向けた今後の取り組みについてでございますが、道内の中小・小規模企業の経常利益率は、全国に比べて低い状況にございまして、働く方々のワーク・ライフ・バランスの実現や人手不足にも対応する働き方改革を進めるためには、若者、女性など、多様な人材の活躍や、長時間労働の是正など、就業環境の改善を進めるとともに、生産性の向上を通じまして、企業の収益力を高めていくことが何よりも重要と認識いたしております。

このため、新商品、新サービスの開発、販路開拓など、企業の付加価値向上に向けた取り組みを加速するとともに、人手不足の深刻化といった課題に対応するため、ITをより有効に活用するなど、業務の効率化や省力化に向けた施策を積極的に展開いたしまして、本道の中小・小規模企業が将来にわたり持続的に成長していけるよう、生産性の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○村木中委員 生産性の向上は、働き方改革を進める上で特に重要な課題となるものであり、どのように進めるかによって、北海道経済全体の今後の行く末にも大きな影響を与えるものかと考えます。

この点について、改めて知事の考え方を伺いたないので、委員長に、お取り計らいのほどよろし

【第2分科会 10月3日 第4号】

くお願いいたします。

次に、事業承継について伺ってまいりたいと思います。

道では、昨年4月に北海道小規模企業振興条例を施行し、7月には、具体的な取り組みを掲げた振興方策も策定いたしました。

条例では、基本的施策の一つとして、事業承継の円滑化を掲げておりますが、民間の調査機関によると、道内で平成28年に休廃業、解散した企業は2104件でありまして、前年に比べて115件の増加となっており、道内企業の後継者不在率は74%と、前回調査が行われた平成26年に比べて1.2ポイントも上昇しております。

中小企業の事業承継に関しては、国も、先般、事業承継5ヶ年計画を発表するなど、その対策は、全国的に待ったなしの状況だと思っております。

道では、国の5ヶ年計画に先んじて、事業承継の円滑化に向けた取り組みを展開してきているものと承知はしておりますが、その取り組みの現状と今後の方向性などについて、以下伺ってまいりたいと思います。

依然として、休廃業や自主解散が多く、後継者不在率も高どまりしている現状の中で、道内の中小企業の事業承継を進めていくことは重要なことであると思っておりますが、まず、道内における事業承継の現状について、道の認識を伺いたいと思います。

○尾形地域経済局長 事業承継に関する現状認識についてでございますが、昨年2月に民間調査会社が行った、後継者問題に関する調査によりますと、後継者が不在の企業の割合は、全国平均の66.1%に対し、本道は74.0%と高くなっており、また、休廃業や倒産に関する調査では、本道において休廃業や解散をした企業数は、平成19年の1162件から、平成28年には2104件と大幅に増加しています。

道内の中小・小規模企業は、地域経済を支える重要な役割を担っており、今後、後継者の不在などを理由とした休廃業の増加により、住民生活に不可欠な商品、サービスの提供機能や、雇用の場の確保にも大きな影響を及ぼすことが懸念されますことから、中小・小規模企業の事業継続や円滑な承継が喫緊の課題となっているものと認識しております。

以上でございます。

○村木中委員 道内では、具体的にどのような事業承継に取り組まれているのか、事業承継の具体的な例について伺いたいと思います。

○田畑中小企業課長 道内の事業承継の動きについてでございますが、事業承継は、後継者問題を初め、相続税の手續上の問題や株式の買収など、課題が多岐にわたっておりますほか、企業経営の根幹や経営者のプライバシーに関するデリケートな面もあり、円滑な事業承継には時間を要するものでございます。

こうした中、道内におきましては、地域で唯一の書店を隣町の同業者の子息が引き継いだ事例や、社長の高齢を理由に事業譲渡先を探していたワイン製造会社を、経営多角化を目的とした事業者が引き継いだ事例のほか、道や市、関係機関の連携、支援により、後継者が見つからず閉店

した老舗菓子店を創業者のひ孫が引き継いだ事例など、地域において、事業承継の取り組みが進みつつあるところがございます。

以上です。

○**村木中委員** 道では、先ほど答弁があったような道内の中小企業が置かれている状況を踏まえて、小規模企業振興条例を施行し、方策も策定したわけでありますが、改めて、条例の施行後、どのような取り組みを進めてきているのか、伺いたいと思います。

○**田畑中小企業課長** 事業承継の円滑化に係る道の取り組みについてでございますが、小規模企業振興条例では、事業の承継の円滑化を、施策の基本方針の三つの柱の一つに掲げており、その取り組みとして、地域における支援体制の整備と円滑な資金供給を進めることとしているところがございます。

このため、道では、平成28年度、29年度の2カ年で、道内の6圏域におきまして、市町村や商工団体、金融機関などをメンバーとして、事業承継サポートネットワークを整備するとともに、コーディネーターを育成するなど、支援体制の構築に取り組んでいるところがございます。

また、事業承継を資金面から支えることを目的に、本年3月には、官民の出資による北のふるさと事業承継支援ファンドを設立したところであり、道といたしましては、関係機関と連携を図りながら、ファンドの活用に努めるなど、小規模企業の円滑な事業承継に向けた、きめ細やかな取り組みを進めているところがございます。

以上でございます。

○**村木中委員** 国では、後継者不足などで、経営を引き継ぐことが難しくなっている地域の中小企業・小規模事業者を都道府県単位で支援する事業承継ネットワークを、2018年度末までに全国で整備する方針であることが先日報道されました。

この報道では、ネットワークの整備は、2017年度に19県で先行的に行うほか、青森、秋田、福島3県は独自に同様の事業を実施しており、残る25都道府県でも2018年度中に事業に着手すると報じております。

先ほどの答弁によれば、道では、国の事業の開始より先に、事業承継サポートネットワークを整備するとともに、官民の出資によるファンドを設立するなど、先行的に事業承継に取り組んでいます。今後、道として国の事業とどのように連携していく考えなのか、見解をお伺いいたします。

○**田畑中小企業課長** 国の事業との連携についてでございますが、国が実施する事業承継ネットワーク構築事業では、都道府県単位で事業承継ネットワークを整備するとともに、全国で年間5万件を目標にした事業承継診断の実施により、中小企業経営者の意識喚起や、事業承継ニーズを掘り起こすほか、既存制度である専門家派遣制度と連動した支援体制の構築を行うこととしているところがございます。

このため、道におきましては、国に先駆けて今年度中に道内の6圏域に整備いたします事業承継サポートネットワークが、国の事業承継ネットワークの機能を担うとともに、国の事業を最大

限活用しながら、本道における事業承継が促進されますよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○村木中委員 以上、道内の中小企業の事業承継を進めるための道の取り組みについて伺ってまいりましたが、国も、5ヶ年計画を策定して、集中的に取り組んでいくようでありますし、道においても、国の動きに呼応して、その取り組みを深化、加速化していく必要があると考えます。

道では、今後、どのように中小企業の事業承継を進めていく考えか、お伺いしたいと思っております。

○阿部経済部長 事業承継に係る今後の取り組みについてでございますが、少子・高齢化や人口減少が進行する中、後継者不足などによる休廃業の増加等によりまして、地域経済への影響が懸念されるなど、道内の中小・小規模企業の事業活動の継続が喫緊の課題となっているところでございます。

このため、道では、道内の6圏域に整備しております事業承継サポートネットワークや、コーディネーターなどを活用いたしまして、中小・小規模企業からの事業承継に関する多様な相談に対してアドバイスを行うとともに、税理士などの専門家を紹介するなど、きめ細やかな対応に努めるほか、ファンド運営者や金融機関などとの連携のもと、北のふるさと事業承継支援ファンドの活用を通じて成功事例を創出し、小規模企業の事業継続への意欲喚起を図っていくこととしております。

道といたしましては、今後、市町村や商工団体など関係機関と一層緊密な連携を図りながら、道内の中小・小規模企業の事業承継に向けた取り組みを加速させ、地域における円滑な後継者づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○村木中委員 終わります。ありがとうございました。

○松山丈史委員長 村木委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

新沼透君。

○新沼透委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

初めに、働き方改革について伺います。

働き方改革について、我が会派では、代表質問で、特にどのような点に力点を置いて施策展開を図っていくのかお尋ねし、知事から、働き方改革の取り組みの方向性を示す推進方策を策定し、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上を三つの柱として、庁内はもとより、関係機関と連携して、働き方改革の取り組みを推進するとのお答えをいただいておりますが、これを踏まえて伺ってまいります。

まず、推進方策は秋までに取りまとめる予定と聞いておりますが、改めて、推進方策は、何のために、何を意図して策定するのか、伺います。

○松山丈史委員長 労働政策局長堀泰雄君。

○堀労働政策局長 働き方改革推進方策についてでございますが、本道におきましては、全国に比べて年間総労働時間が長いなど、厳しい就業環境にあるとともに、全国を上回るペースで少子・高齢化や生産年齢人口の減少が進んでおり、産業の担い手不足や消費の減退による地域経済への影響が懸念されているところでございます。

このため、道におきましては、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上を三つの柱とする働き方改革推進方策を策定することにより、本道における働き方改革の取り組みの方向性を示すこととしたところでございます。

この推進方策に基づきまして、人手不足の解消による企業の持続的発展と、働く意欲や能力のある人々が生き生きと働ける環境づくりを目指してまいります。

以上です。

○新沼透委員 ただいま、本道における働き方改革の取り組みの方向性を示すため、働き方改革推進方策を策定するとのお答えでありました。

そのことに異論があるわけではありませんが、取り組みの方向性については、表現こそ違え、北海道総合計画や北海道創生総合戦略に盛り込まれているのではないのでしょうか。だからこそ、推進方策の主な指標は、総合戦略の指標に準拠しているのではないのでしょうか。もう一度お答えをいただきたいと思います。

○堀労働政策局長 働き方改革推進方策についてでございますが、道の総合計画は、人口減少下において、本道を取り巻く経済社会情勢の変化などを適時的確に捉え、長期的な展望に立って、道が進めるべき政策の基本的な方向性を示すものであり、創生総合戦略は、総合計画に基づく重点戦略計画として、人口減少問題への対応に関する分野別計画の指針となるものでございます。

働き方改革推進方策は、創生総合戦略等を踏まえ、人口減少下における働き方改革の取り組みを体系的に取りまとめ、その方向性を示すものであり、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上の三つの柱に基づきまして、関係機関などと連携しながら進めてまいる考えでございます。

以上です。

○新沼透委員 働き方改革推進方策では、平成30年度予算に向け、何か新規施策が盛り込まれるのか、お伺いいたします。

○松山丈史委員長 働き方改革推進室長土屋節子君。

○土屋働き方改革推進室長 働き方改革の推進に向けた施策についてでございますが、働き方改革推進方策は、働き方改革の取り組みの方向性を示すものであり、本道における働き方改革の実現に向けては、これに基づき、具体的な施策を展開していくことが重要であると認識してございます。

このため、推進方策の、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上の3本の柱により、働き方改革の取り組みが推進されますよう、今後、国の概算要求なども踏まえ、具体的な施

策の内容について検討してまいる考えでございます。

以上でございます。

○新沼透委員 働き方改革推進方策の推進期間は平成31年度までとなっておりますが、策定後、この推進方策をどのように活用するつもりなのか、伺います。

○土屋働き方改革推進室長 働き方改革推進方策についてでございますが、働き方改革は、庁内はもとより、北海道労働局などの国や、使用者団体、労働組合などといった関係機関などと連携協働して取り組みを推進していくことが重要であると考えているところでございます。

今後、この推進方策に基づき、関係機関などと共通の認識に立って、女性や高齢者などの就業支援、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得の促進に向けた普及啓発、省力化、人材育成などによる企業の生産性向上や経営改善の取り組みを進め、働き方改革を推進してまいります。

○新沼透委員 働き方改革を推進するため、庁内では、今年度、経済部に働き方改革推進室を設置し、体制を強化するとともに、プロジェクトチームを組織していますが、プロジェクトチームの創設の狙いは何なのか、また、メンバー、及び、これまでどのような取り組みをなされてきたのか、伺います。

○土屋働き方改革推進室長 プロジェクトチームについてでございますが、労働施策や産業施策、女性の活躍促進、子育て支援など、多面的な視点から働き方改革の検討を進めるため、本年4月に、関係部局で構成するプロジェクトチームを設置したところであり、7月には、人手不足が課題となっている業種における働き方改革を推進するため、該当する業種の担当部局を新たにメンバーとして加えたところでございます。

具体的な構成メンバーは、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、農政部、水産林務部、建設部及び経済部の関係課であり、総務部人事局と総合政策部政策局がオブザーバーとして参加しているところでございます。

このプロジェクトチームでは、これまで5回の会議を開催し、本道における働き方改革の方向性を示す推進方策の骨子案や素案の策定に向けた検討を行ってきたところでございます。

○新沼透委員 ただいまお聞きしますと、庁内でも、総務部と教育庁がメンバーに入っておりません。

国の働き方改革実現会議には、文部科学大臣が構成員として入っており、総務大臣も臨時構成員として参加しておりますが、道のプロジェクトチームに総務部と教育庁が入っていない理由について伺います。

○土屋働き方改革推進室長 プロジェクトチームのメンバーについてでございますが、働き方改革推進方策は、道内企業における働き方改革の取り組みを推進するとともに、特に人手不足が課題となっている業種について、現状、課題、取り組みの方向性を整理したものでございます。

道職員につきましては、職員のワークライフバランスの推進に関する指針により取り組みが進められますとともに、教職員につきましては、道教委におきまして、年度内をめぐりにアクションプランを作成することとしており、それぞれにおいて働き方改革の取り組みが行われているとこ

るでございます。

○新沼透委員 ただいま、プロジェクトチームの創設の狙いや、メンバーに総務部と教育庁が入っていない理由についてお答えをいただきましたが、どうも、創設の狙いは、民間の人手不足への対策にあり、道職員や教職員の働き方改革は、今回の働き方改革推進方策の対象外であるかのようなお答えでありました。

働き方改革推進室が経済部に所属している以上、仕方がない側面もありますが、働き方改革イコール人手不足対策ではありませんし、改革が必要なのは、民間企業だけではなく、公務員、教職員を含めた働く者全てに通じるもので、総合的に進めるべき課題だと考えますが、見解をお伺いいたします。

○堀労働政策局長 働き方改革推進方策についてでございますが、今回策定いたします推進方策は、働き方改革の推進によりまして、人手不足の解消による企業の持続的発展と、働く意欲や能力のある人々が生き生きと働ける環境づくりを目指すものでございます。

また、道職員につきましては、職員のワークライフバランスの推進に関する指針により取り組みが進められるとともに、教職員につきましては、道教委におきまして、年度内をめぐりにアクションプランを作成することとしているところでございます。

道といたしましては、これらに基づきまして、本道における働き方改革の取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○新沼透委員 企業のテレワークの導入に関して、札幌市では、企業に対して補助金による支援を行っており、また、北見市や別海町では、国の交付金を活用して、さまざまな取り組みを行っております。こうした動きについてどのように考えておられるのか、伺います。

○土屋働き方改革推進室長 テレワークの導入促進の動きについてでございますが、札幌市におきましては、本年度から、在宅勤務を初めとするテレワーク導入による職場環境の改善に取り組む企業に対し、補助金による支援を実施していると承知しております。

また、北見市や別海町におきましては、企業に対するサテライトオフィス誘致のためのプロモーション活動や、地元のICT人材の育成などを行っているところでございます。

企業におけるテレワークの導入は、仕事と家庭の両立など、多様で柔軟な働き方を可能とするとともに、有能な人材の確保など、企業経営にも寄与することから、その導入を促進することは有用と考えており、道といたしましても、道内企業の導入事例や地域における取り組み例などをホームページを通じて紹介するなど、テレワークの認知度向上と普及に努めてまいります。

○新沼透委員 総務省では、ICTを活用したテレワークの導入等を検討する企業、団体、地方公共団体等に対して、テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家を派遣するテレワークマネージャー派遣事業を実施しておりますが、この事業についてどのように認識しているのか、また、道内での活用状況はどのようになっているのか、伺います。

○土屋働き方改革推進室長 テレワークマネージャー派遣事業についてでございますが、総務省

【第2分科会 10月3日 第4号】

が実施するこの事業は、テレワークマネージャーを、企業、団体、地方公共団体等に派遣して、助言などを行い、企業等におけるテレワークの導入を促進し、経営の効率化や従業員の柔軟な働き方を可能とするとともに、テレワークを活用した取り組みの中核を担える人材の育成を目指すものでございます。

昨年度の実績は、全国で54企業等の活用があり、本道におきましては、5企業等が計10回、テレワークマネージャーの派遣を受けたと承知しており、このような取り組みは、テレワークの導入を検討している企業等にとって有用なものであると認識しております。

以上でございます。

○新沼透委員 このたびの突然の衆議院解散により、臨時国会で審議される予定だった働き方改革実施法案も、成立がいつになるのか、先行きが不透明になりました。

働き方改革は、人口減少、少子・高齢化社会にあって、生産性の向上を図るために避けて通ることのできない改革です。

部長は、北海道における働き方改革の実現に向け、どう取り組まれるのか、その決意をお伺いいたします。

○松山丈史委員長 経済部長阿部啓二君。

○阿部経済部長 働き方改革の推進についてであります。少子・高齢化や生産年齢人口の減少が進み、産業の担い手不足や消費の減退による地域経済への影響が懸念される本道におきましては、働き方改革の推進は喫緊の課題であると認識をいたしております。

働き方改革の推進に当たりましては、長時間労働の是正といった、就業環境の改善に加えまして、女性や高齢者など、多様な人材の活躍、生産性の向上といった、人手不足の解消に向けた取り組みを推進していくことが必要であると考えておまして、今後策定をいたします推進方策に基づき、庁内の関係部局はもとより、関係機関と一体となって働き方改革を推進し、本道経済の持続的発展に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○新沼透委員 働き方改革について、本道全体の働き方改革をどうするのかという視点からお話を伺ってまいりましたが、この件に関しましては、知事にも直接お伺いしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、観光振興について伺います。

本道観光については、インバウンドを初めとする観光客の増加が顕著であり、さらなる発展が強く期待されている状況にあります。

そのような中、本年2月には北海道インバウンド加速化プロジェクトが策定され、外国人観光客500万人の達成に向けた具体的な取り組みが新たにスタートし、そこに掲げられた、本道観光の振興におけるこれまでにない特徴的なテーマが稼ぐ観光であると承知しております。

その重要性に対する認識は私も同じくするところではありますが、いざ稼ぐとなると、今まで以上に留意しなければならないのが、例えば、産業としての付加価値率の高さであり、労働生産性

の向上といった視点になるのではないのでしょうか。

残念ながら、各種の指標が示す実態は、観光関連産業に分類される各産業の労働生産性等の、他産業との比較における低さであります。

これまでの観光関連産業の振興に関し、この点に対する道としての課題認識について、所見を伺います。

○松山丈史委員長 観光局参事山口要君。

○山口観光局参事 観光関連産業の振興についてですが、我が国の観光関連産業の生産性の低さはかねてより指摘されているところでありまして、本道においても、その向上が重要と認識しております。

また、より大きな経済効果を目指すためには、本道観光の魅力である自然景観や食についても、付加価値を高めていくことが必要と考えているところであります。

こうしたことから、道では、より多くの観光客の誘致に取り組むとともに、地域の魅力ある観光資源を磨き上げ、質の高いサービスを提供することに努め、観光消費の拡大を図ることとしており、地域の生産者や製造業者、サービスの担い手が幅広く連携協力して取り組むことを促進し、域内循環を強化してまいる考えであります。

以上です。

○新沼透委員 例えば、先ほど申し上げましたインバウンド加速化プロジェクトにKPIとして示された目標値は、旅行者数であり、付加価値率などの質的管理は余り意図していないように思われます。

言うまでもなく、成長の一つの指標となる量の管理はとても重要であります。これからは、同時に、質的管理も大きな意味を持つてくるものと考えます。

道として、観光関連産業を本道のリーディング産業とするために、今後、どのようにその振興に取り組んでいくのか、見解をお伺いいたします。

○松山丈史委員長 経済部観光振興監木本晃君。

○木本経済部観光振興監 今後の観光関連産業の振興についてでございますが、観光は、関連する産業の裾野が広く、雇用の創出や交流人口の拡大などを通じて、地域に大きな経済効果をもたらしますことから、観光関連産業の振興は、本道経済の活性化を図る上で重要と考えているところでございます。

このため、道といたしましては、地域における観光の稼ぐ力を引き出す役割を担うDMOの形成を促進し、より幅広い分野の関係者と連携しながら、本道の優位性を最大限に生かした多彩な観光コンテンツによる旅行商品の開発や受け入れ体制の整備、長期滞在型観光の推進などに努め、誘客の拡大と満足度の高い観光地づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○新沼透委員 知事は、今定例会の代表質問で、7月に、北海道観光審議会に対し、今後の観光施策のあり方や観光振興に係る財源確保策、及び、その財源の使途について諮問するとともに、

検討を行うための部会を設置したと答弁しております。

我が会派では、宿泊税を含む新たな税の創設に向けた検討に速やかに着手することを求めてきており、このたび、具体的に検討を始めたことについては評価いたします。

ただ、何点か疑問もありますので、以下質問してまいります。

まず、議論を始める前提として、北海道観光にとって何が必要で、何が足りないのか、また、それを充足するためには、どの程度の資金を要すると考えているのか、お伺いいたします。

○松山丈史委員長 観光局長多田聡史君。

○多田観光局長 観光振興に必要な取り組みなどについてでございますが、観光を本道のリーディング産業としていくためには、インバウンドのさらなる拡大やリピーターの確保、長期滞在型観光の推進などが重要と考えておりました、外国人観光客の受け入れ体制の整備や、観光サービスを担う人材の育成、高齢化社会に対応した観光地づくりなど、今後、道が取り組むべき公共サービス等の課題に対し、長期的かつ全道的な視点に立った施策が重要と認識をいたしております。

このため、これらの施策を講じていくために必要な財源のあり方やその規模などについて、現在、北海道観光審議会に設置した部会において検討をいただいているところでございます。

以上でございます。

○新沼透委員 ただいまの答弁では、何が必要かについては触れられておりますが、例えば、長期滞在型観光では、これまで、どのような施策や取り組みが不足しているかについては答えておりませんし、必要資金量も触れられておりません。再度、答弁を求めます。

○多田観光局長 観光振興に関する具体的な取り組みなどについてでございますが、例えば、長期滞在型観光につきましては、訪問地ならではの観光コンテンツの充実や、快適で安心して過ごすことができる環境づくり、より満足度の高い観光サービスを担う人材の育成などに取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

なお、どのような施策を実施し、充実強化するのか、また、加速度的に取り組む必要があるのかにつきましては、その所要額の見込みも含めて、今後の部会において検討していただく予定としております。

以上でございます。

○新沼透委員 財源確保策が、宿泊税などの税なのか、寄附金や協力金なのかは別として、いずれにしても、新たな財源の確保策を講じるという前提で、審議会に検討をお願いしたと理解してよろしいのか、お伺いします。

○山口観光局参事 諮問の内容についてですが、道では、インバウンドのさらなる拡大などの課題の解決に向け、外国人観光客の多様なニーズに応えるとともに、満足度の高い観光地づくりを進めるための必要な財源を確保する観点から、本年7月に、観光審議会に対し、今後の観光施策や新たな財源の確保策、その財源の用途について諮問したところであります。

今後は、部会において数回程度の御議論を行っていただき、具体的な手法と実現の可能性など

の検討結果を取りまとめた後、今年度中に答申をいただく予定であります。

以上です。

○新沼透委員 観光審議会では、知事からの諮問を受け、6名の委員で構成される検討部会を設置し、第1回検討部会が8月30日に開催されていますが、委員はどのような観点で選ばれたのか、お伺いをします。

また、先日公表された議事録を読ませていただきましたが、大変参考となる貴重な意見が各委員から出されております。

制度設計についてはこれからのので、1点だけ伺いますが、もし法定外目的税の検討をされる際は、市町村への再配分も検討されるつもりがあるのか、伺います。

○山口観光局参事 委員及び審議についてですが、検討部会の委員には、専門的な見地からの意見や提言をいただく必要がありますことから、観光審議会会長の御意見も伺いながら、学識経験者や、観光に高い見識を有する審議会委員のほか、自治体の観光政策の立案に関する専門家、外国人観光客を数多く受け入れている地域の観光事業者、観光団体役員などを委員として委嘱したところであります。

なお、道では、全道域での観光課題について継続的に取り組んでいく必要があると考えておりますことから、地域特有の課題や緊急性を要するものなどについては、地域の観光関係者、自治体などと協議し、必要な支援を行うなど、連携して取り組んでいるところでありまして、新たな財源による市町村支援のあり方については、検討部会での御議論を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○新沼透委員 第1回定例会で、観光税や宿泊税はどのような場で検討するつもりなのかとお聞きした際、知事は、北海道政策税制活用検討委員会において、観光施策に必要な新たな財源の確保等という観点から、新税について検討していくと答えております。

今さら蒸し返すつもりはありませんが、政策税制活用検討委員会の所管は総務部財政局税務課であります。その税務課は、検討部会事務局のオブザーバーという扱いです。なぜオブザーバー扱いなのか、理由をお伺いします。

○山口観光局参事 検討部会の運営についてであります。新たな財源の確保策に関する部会では、宿泊税といった法定外目的税、企業、関係団体からの協力金、基金や寄附などといった、さまざまな手法について幅広く検討していただくこととしてありまして、道といたしましては、今後、調整が必要となる庁内の関係部局の知見や判断が求められることを想定して、観光に密接にかかわりがある交通や航空、1次産業分野など、観光局に兼務発令されている職員に加えまして、税務課職員の出席を求めたところであります。

以上です。

○新沼透委員 税務課職員がなぜオブザーバーなのかについてお答えにはなっておりません。理由をはっきりとお答えください。

○山口観光局参事 検討部会の運営についてであります。観光審議会は、北海道における観光の振興を図るため、知事の附属機関として設置されているものでありまして、観光局に加え、観光に密接なかわりのある他部局の兼務発令の職員を事務局に含め、運営してきたところであります。

税務課職員については、兼務発令はされていないものの、今後の手続などにおける知見が必要となることなどを想定いたしまして、出席を求めたものであります。

なお、庁内の関係部局とは、検討部会とは別に、必要に応じて協議等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○新沼透委員 観光振興にかかわる施策として、誘客促進のための施策と、観光地における利便性、快適性の向上のための施策に分けると、道の本年度の観光予算の20億5000万円の配分はどのようなになっているのでしょうか。

○山口観光局参事 観光予算についてであります。本年度の道の観光予算の約20億5000万円のうち、主として誘客促進のための施策となるものに約10億7000万円、観光客の方々の利便性の向上などに資する観光地づくりのための施策となるものに約9億7000万円、そのほか、観光施策を立案するための統計調査に約300万円を措置しているところであります。

以上です。

○新沼透委員 第2回検討部会は10月6日に開催されるそうですが、ここでの検討内容として、必要な施策や使途の決定と予算額、予算確保方法の議論、予算確保方法の制度設計の議論とされております。

必要な施策とは、どのレベルなのか、また、予算額とは、道の観光予算なのか、施策の実現に向けた所要額なのか、伺います。

あわせて、予算確保方法の議論とは、税方式をとるのか、はたまた、それ以外の方法をとるのかについて議論するという理解でいいのか、お伺いいたします。

○山口観光局参事 部会における検討内容についてであります。道では、外国人観光客の急増などといった本道観光をめぐる課題やニーズに早急かつ的確に対応するため、人材の育成確保や2次交通など、受け入れ体制の整備に向けまして、これまで講じてきた施策の充実強化や加速化を検討していく必要があると考えているところであります。

まずは、こうした施策のあり方や所要額、財源の確保策について、部会において幅広く御議論をいただくこととしているところであります。

以上でございます。

○新沼透委員 ただいまの御答弁は、真正面からのお答えとはなっておりませんでした。

観光施策は、全て道の予算で実施するものではなく、国や市町村、事業者など関係者が力を合わせて行うべきものと考えます。

次回に検討するとしている予算額とは、道の予算なのか、施策の実現に必要な所要額なのか、

明確にお答えください。

また、財源の確保策とは、税、寄附金、協力金など、どの方式を採用するのかについて議論するとの理解でよいのか、再度お伺いをします。

○山口観光局参事 部会における検討内容についてでございますが、次回の部会におきましては、充実強化や加速化を図るべき施策がどのようなものであり、そのうち、道が中心となって取り組むべき範囲や想定される所要額、財源のあり方について検討をいただく予定でございます。

なお、財源の確保の方法については、実効性や想定される見込み額が異なりますことから、複数の方法について御議論され、提案されるものと考えております。

以上です。

○新沼透委員 この12月にはパブリックコメントを実施するそうですが、実施主体は誰なのか、伺います。

○山口観光局参事 パブリックコメントの実施主体についてであります。検討部会では、議論の内容をもとに、本年12月までに答申素案をまとめることとしておりまして、この素案については、道民の皆様などから広く御意見を伺う必要があるため、道として内容を整理した上で、パブリックコメントを実施する考えであります。

以上でございます。

○新沼透委員 まだ答申も受けていない道が、なぜパブリックコメントを実施するのか、どうもよくわかりません。

また、検討部会が態度を決める前にパブリックコメントを実施するという事は、検討部会での審議を左右しかねないと考えますが、見解をお伺いします。

○山口観光局参事 パブリックコメントの内容についてであります。検討部会で御議論いただいている、新たな財源の確保やその用途につきましては、重要な政策事項でありますことから、審議の過程において、広く道民の皆様の御意見を伺い、その上で、部会での御議論をさらに深めていただく必要があると考え、パブリックコメントを実施することとしているところであります。

以上でございます。

○新沼透委員 観光振興機構でも検討を始めていると聞いておりますが、観光振興機構の検討会の内容、及び、観光審議会での検討との関係をどのように認識しているのか、伺います。

○多田観光局長 北海道観光振興機構における検討についてでございますが、観光振興機構におきましては、本年7月に、会員である業界団体や有識者で構成する検討会を設置し、魅力的な観光地づくりや、本道の観光産業が持続的に発展するために必要な財源を安定的に賄うための手法について、現場目線での意見や提案を取りまとめているところと承知いたしております。

今後、観光振興機構では、取りまとめた意見等について、本年中に道に要望するとしており、道といたしましては、今後とも、さまざまな観光施策に連携して取り組むこととなる観光振興機構の意見は重要と考えますことから、審議会において審議の参考にさせていただくこととしている

ところでございます。

以上でございます。

○**新沼透委員** 倶知安町は、町議会で、2019年11月ころまでに宿泊税の徴収を始めたい旨、表明されておりますが、倶知安町やニセコ町との協議はされているのか。また、道が税方式を導入したとするなら、二重課税との批判も出るかと思いますが、二重課税についての認識及び対処方法についてお伺いいたします。

○**多田観光局長** 倶知安町などとの協議についてでございますが、近年、急速に外国人観光客が増加している倶知安町、ニセコ町におきましては、現在、地域の観光振興を目的とした新たな税財源を確保するための検討をしているものと承知いたしております。

道内でも、際立って、外国人観光客に向けた対策が急がれている両町と、全道域での対応を求められる道とは、立場が異なると考えますが、道といたしましては、新たな財源の確保に当たり、受益と負担の関係から、観光客の皆様などへの過重な負担とならないよう配慮する必要があるため、両町の検討状況など、動向を把握するとともに、必要に応じて情報交換をするなど、広く関係者とも協議してまいる考えでございます。

以上でございます。

○**新沼透委員** 観光庁では、国内の観光資源を整える財源に充てる出国税の検討を進めておりますが、出国税についてどのような見解を持っているのか、お伺いします。

○**山口観光局参事** 国の出国税の検討についてであります。国では、先月初めに、次世代の観光立国実現に向けた観光財源のあり方検討会を設置し、増加する観光需要に対して、より高い水準の観光施策を実行するために必要となる財源の確保策について、受益と負担の適正なあり方や、訪日旅行需要への影響を勘案しつつ、諸外国の取り組みも参考にして検討を行うものと承知してございます。

道といたしましては、こうした国における観光振興を目的とした国税の検討状況やその内容について、引き続き、情報収集に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○**新沼透委員** ここまで、観光審議会に諮問した、観光振興にかかわる財源の確保などについて議論してまいりましたが、倶知安町や国の動きなど、観光に係る財源をめぐる状況が流動的な中、どのように必要な財源を確保しながら、観光立国・北海道の名にふさわしい観光地づくりを進めるのか、見解をお伺いします。

○**木本経済部観光振興監** 本道の観光振興についてでございますが、道では、外国人観光客の受け入れ体制の整備や人材の育成確保など、本道観光を取り巻く喫緊の課題に時期を逸することなく対応していくため、現在、観光審議会におきまして、必要な観光施策やそのための財源の確保策などについて御審議いただくとともに、各界各層からも広く御意見を伺っているところでございます。

道といたしましては、本格的な人口減少社会が到来する中、国内外からの誘客を促進し、交流

人口の拡大を図りますとともに、観光消費がもたらす経済波及効果を高めていくことが重要でありますことから、観光振興機構を初め、より幅広い分野の観光関係者と連携協力し、国内外の観光客の皆様の多様なニーズに的確に応えられるよう努め、国際的に競争力のある観光地づくりを目指してまいります。

以上でございます。

○新沼透委員 観光振興については、観光関連産業の振興をどう図っていくのか、また、新たな財源の確保についてどうするのか、伺ってまいりましたが、この件に関しては、知事にも直接お伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、地域経済と雇用について伺います。

石油元売大手のJXTGエネルギーは、2019年3月末で室蘭製造所での石油・石油化学製品の製造を停止すると発表し、地元・室蘭市に懸念が広がっており、青山室蘭市長は、到底承服できないと反発を強めております。

同製造所は、工業都市・室蘭を象徴する企業の一つであり、一貫して、地域の経済に貢献する存在だったと認識しております。

以下、数点伺ってまいります。

まず、室蘭市では、特別対策本部を設置し、事業の再構築に至った原因の調査分析、関係機関への要請、同社への再考要求などを行うとしていますが、道では、今回の事態をいつ把握したのか、また、同社からどのような説明があったのか、伺います。

○松山丈史委員長 産業振興課長新津健次君。

○新津産業振興課長 JXTGエネルギー室蘭製造所の生産体制等の見直しについてでございますが、道では、9月27日の午前中に、会社側から、室蘭製造所における事業の再構築について、本日午後から記者会見を行う旨の説明を受けたところでございます。

以上でございます。

○新沼透委員 生産停止後は、事業所規模が30人程度の、北海道を中心とした石油製品の物流拠点となり、現在の約230人の従業員は、転換後の事業所や他製造施設への配置がえで雇用を継続するとされておりますが、同社の他の製造施設はいずれも道外に位置しています。

同社の発表どおり実施されたときの地元経済等に与える影響の詳細については、今後調査されることと思いますが、現時点でどのような影響があると考えているのか、伺います。

○新津産業振興課長 地域経済等への影響についてでございますが、JXTGエネルギー室蘭製造所におきましては、地元の方も含め、約230名の従業員が働いておりますほか、協力会社には約300名の方々が在籍しており、仮に、今回の事業の再構築により、生産が停止された場合は、これらの雇用の維持に大きな影響を与えることが懸念されるところであります。

また、室蘭製造所では、石油化学製品はもとより、道民の生活に供する石油製品を製造し、道内への安定供給にも寄与していることなどから、地域に与える経済的な影響は大きいものと考えるところでございます。

以上でございます。

○**新沼透委員** 先日、室蘭市長から道に対して支援要請がありましたが、今後、どのような協力、支援を行っていくのか、お伺いします。

○**阿部経済部長** 室蘭市からの支援要請への対応についてであります。道では、平成24年に、原油の精製を行っていた室蘭製油所の閉鎖検討の報道があった折には、室蘭市や地元経済団体、道内の経済界とともに、当時のJX日鉱日石エネルギーに対しまして、室蘭製油所の存続を要請したところでございます。

今回の生産・供給体制の再構築につきましても、地域の経済や雇用に大きな影響が及ぶことが懸念されますことから、道といたしましては、引き続き、会社側の再構築に係る詳細な計画内容について情報を収集し、従業員や協力会社のほか、地域経済に与える影響の把握に努めますとともに、会社に対して再考を求めている室蘭市と緊密に連携しながら、要請を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**新沼透委員** 次に、健康長寿産業の振興について伺ってまいります。

本道自体が有する産業の特性や、同時に抱える道固有の政策課題を踏まえ、平成27年12月、「北海道における健康長寿産業振興の進め方」を策定したものと承知しております。

そこでターゲットとして絞り込まれた、医薬品・健康医療機器関連製造業、機能的食品・バイオ関連産業、健康サービス産業の3分野ごとに、この2年間での取り組みの成果と、道としては、どこまでの強い期待感を持って、今後の成長産業化を図るお考えなのか、所見をお伺いします。

○**新津産業振興課長** 健康長寿産業に係る取り組みについてでございますが、医薬品・健康医療機器関連製造業分野では、セミナーやビジネスマッチングの開催を通じまして、道内企業の参入を促進するとともに、牽引役となる道外先進企業の誘致に努めてきたところであります。

また、機能的食品・バイオ関連産業分野では、機能的素材の優位性や道独自の食品機能的表示制度を生かした製品開発、販路開拓を推進してきております。

さらに、健康サービス産業分野では、より多くの事業者を育成するためのセミナーや実践的な研修を実施してございます。

こうした各分野の取り組みの結果、移植臓器保存装置の開発や、再生医療の研究開発拠点などの立地という成果にもつながっており、道といたしましては、今後とも、3分野の取り組みを着実に推進していくことにより、地域経済の活性化と道民の健康増進への貢献につながりますよう、健康長寿産業の振興に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**新沼透委員** それぞれ、三つの分野別の取り組みの状況と、今後の成長産業化への抱負というか、思いを御答弁いただきましたが、その思いを具体的な成果に着実に結びつけていくためには、例えば、市場や消費者のニーズを的確に把握すること、保有しているみずからの強みなり技

術シーズの優位性を確実に押さえておくこと、さらには、その両者についてしっかりと橋渡しをして、受け入れられる商品やサービスへと具体的に仕上げていくことが重要と考えます。

道としての現状分析、把握している課題等についてお伺いをいたします。

○**新津産業振興課長** 健康長寿産業の現状などについてでございますが、医薬品・健康医療機器関連製造業分野は、平成26年度までは、年に一、二件で推移してきた企業立地件数が、27年度で8件、28年度に4件と増加傾向でございます。

また、機能性食品・バイオ関連産業分野では、バイオ産業の売上高が、平成26年の595億円から、平成27年には631億円に増加しているところであります。

さらに、健康サービス産業分野では、セミナーや事業者育成研修を行うことによりまして、函館と旭川でそれぞれ新たに参入する企業もあらわれてきているところでございます。

一方、本道は、生産額や企業数などの面で、成長産業としての広がりがいまだ十分ではなく、今後、柱となる産業として成長していくためには、専門性が高い医療分野のニーズの把握や、大学のシーズの活用に対する支援を通じ、参入意欲を高めていく必要があるとともに、企業立地や集積を進め、産業としての厚みを増していく必要があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○**新沼透委員** 成長の可能性に強い期待が持てる健康長寿産業の振興、集積を通じて、依然として停滞感が強い本道経済の活性化に資するとの視点や、本道固有の深刻な課題である道民の健康増進にも寄与するとの方針は、的を射たものと考えます。

道においては、健康長寿産業に寄せる期待を単なる期待感で終わらせることなく、確実に、本道に根差した産業の一つの柱として振興を図っていく上で、今後、どのような対策をとっていくお考えか、部長の決意をお伺いします。

○**阿部経済部長** 健康長寿産業の振興に向けた今後の取り組みについてでございますが、道では、「健康長寿産業振興の進め方」に基づきまして、本道の特性も踏まえ、大学の研究シーズや機能性素材を生かした誘致、運動と温泉や森林浴などの地域資源を組み合わせたシニア層向けのヘルスケアサービスの事業化などに取り組んできているところでございます。

今後は、医療や介護の現場などの労働力不足の課題に対応し、大学と産業支援機関、企業の緊密な産学官連携の構築に努め、現場の負担を軽減する省力化機器などの開発促進や販路の拡大に取り組んでまいりたい考えでございます。

さらには、シニア層向けのサービスの振興に加えまして、企業が、従業員の健康増進により生産性の向上を目指す、いわゆる健康経営や働き方改革につながる、現役世代向けのサービスの事業化の促進にも取り組み、社会経済情勢の変化に対応して、健康長寿産業が、道民の方々の健康増進、さらに地域経済の活性化につながるよう、その振興に努めてまいりたい考えでございます。

以上でございます。

○**新沼透委員** 終わります。

○**松山文史委員長** 新沼委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いた

しました。

田中英樹君。

○田中英樹委員 通告に従いまして、以下、経済部所管事項についてお伺いをいたします。

まず、食の輸出拡大戦略についてであります。

道は、平成28年2月に北海道食の輸出拡大戦略を策定し、さまざまな取り組みを進めてきていると承知しておりますが、まず、道産食品の輸出額がどのように推移してきたのか、お伺いします。

○松山丈史委員長 食関連産業室参事山口了子君。

○山口食関連産業室参事 道産食品の輸出額の推移についてでございますが、この10年間ほどの輸出額の推移を見ますと、平成17年から平成24年までは300億円台前後で推移をしておりましたが、北海道ブランドの人気の高まりや、輸出に取り組む事業者の裾野の拡大、関連施設の整備など、輸出拡大に向けた環境が着実に整ってきたことにより、平成25年以降、増加傾向となり、平成28年には702億円と、この5年間で倍増となったところでございます。

品目別では、水産物、水産加工品が、平成23年の301億円から平成28年の586億円に、農畜産物、農畜産加工品が、平成23年の14億円から平成28年の42億円に、その他加工食品が、平成23年の21億円から平成28年の75億円に、それぞれ増加したところでございます。

以上です。

○田中英樹委員 道は、北海道食の輸出拡大戦略を推進するため、半期ごとに輸出実績や取り組み状況を取りまとめることにしておりますが、平成29年上期の道産食品の輸出額について、1次産品はどのような実績だったのか、お伺いします。

○山口食関連産業室参事 平成29年上期における1次産品の輸出実績についてでございますが、水産物、水産加工品の輸出額につきましては、主力であるホタテガイが、前年同期に比べて3億円増加となったほか、ナマコやヒラメ、カレイ類など、その他の魚種も増加し、水産物、水産加工品全体で、前年同期と比べ、7%、金額にして15億円の増加となりました。

また、農畜産物、農畜産加工品の輸出額につきましては、主力のナガイモが、平成28年8月の台風等の影響で、前年同期と比べて1億9000万円の減少となったほか、タマネギにつきましても、道外の産地の生産量の減少により、国内需要に対応する必要が生じたことなどから、前年同期と比べて5億8000万円の減少となったため、ミルクやクリームなど一部品目の増加はあるものの、農畜産物、農畜産加工品全体で、前年同期と比べ、33%、金額にして6億8000万円の減少となったところでございます。

以上です。

○田中英樹委員 1次産品の輸出額は、台風や大型低気圧などの自然災害による影響を受けやすい一方で、加工品は、天候に左右されづらい特性があると考えます。

平成29年上期の道産食品の輸出額について、加工品はどのような実績だったのか、お伺いします。

○山口食関連産業室参事 平成29年上期における加工食品の輸出実績についてでございますが、加工食品の輸出額につきましては、企業の海外進出や輸出に向けた設備投資、海外需要の獲得を目指す道内企業の意識の高まりなどにより、着実に増加をしているところでございます。

具体的には、スイーツにつきましては、来道外国人観光客による北海道ブランドの人気の高まりにより、前年同期と比べて8.6億円の増加、麺類につきましては、欧米におけるラーメン人気などを背景に、前年同期と比べて2000万円の増加、調味料につきましては、和食文化の浸透などに伴い、みそ、しょうゆの輸出が増加をし、1000万円の増加となったことから、加工食品全体では、前年同期と比べ、25%、金額にして7億8000万円の増加となったところでございます。

以上です。

○田中英樹委員 道産食品の輸出額は、ここ5年で倍増し、平成29年上期の実績も、前年比で6%増とのことでありますが、北海道食の輸出拡大戦略に基づき、道産食品の輸出拡大に向けて、これまでどのような取り組みを行ってきたのか、伺います。

○松山文史委員長 食関連産業室長三井真君。

○三井食関連産業室長 道産食品の輸出拡大に向けたこれまでの取り組みについて申し上げます。

1次産品等の生産の安定化や、輸出に取り組む企業等の裾野の拡大と、輸出品目の多様化を図り、効率的な物流体制と一体となった販路開拓や、北海道ブランドの浸透など、輸出拡大に向けた環境を整備していくため、道では、ハザードマップを活用した災害に強い生産体制づくりや、農産物の年間を通じた安定的な輸出の促進の取り組みに加えまして、スイーツなどの加工品を中心に、来道外国人を通じたブランド構築や商品開発に取り組むとともに、鮮度保持技術、小口共同輸送の実証実験などを実施してきたところでございます。

今後とも、産業の垣根を超えたオール北海道の連携体制により、食と観光の分野が一体となりまして、本道の魅力を効果的に発信しながら、輸出拡大に向けた各般の施策を総合的に展開してまいります。

以上です。

○田中英樹委員 道産食品の輸出拡大を進めていくに当たりましては、輸出金額のみならず、輸出に取り組むことによって、関連する地域の生産基盤の拡大を初め、新たな雇用の創出など、地域経済の活性化につなげていくことが重要であり、これらの点について検証すべきと考えますが、所見を伺います。

○松山文史委員長 経済部食産業振興監田辺利信君。

○田辺経済部食産業振興監 輸出の取り組みによる地域経済の活性化についてでございますが、我が国において、人口減少が進展し、国内市場の縮小が懸念されている中、道産食品の輸出を拡大し、経済を活性化していくためには、輸出に取り組む企業と十分に連携をとりながら、そのニーズに応えた、きめ細やかな施策を展開していくことが必要と考えているところでございます。

このため、道では、道産食品の輸出拡大を進めるに当たって、輸出に取り組む事業者などへの

【第2分科会 10月3日 第4号】

ヒアリングを定期的実施し、これまで、スイーツ等の輸出拡大に向けた工場の増設や、ナガイモ、ホタテの流通加工施設における国際認証の取得など、生産体制の拡大や高度化の取り組みに対して、相談支援を行ってきているところであり、その中で、企業からは、地域の生産基盤の強化や雇用創出につながっているという声も聞かれているところでもあります。

今後とも、こうした声に耳を傾けながら、輸出目標額の達成はもとより、持続的な経済成長や雇用創出など、力強い地域経済の構築といった観点を踏まえ、道産食品の輸出拡大に向けた取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中英樹委員 次に、国際観光についてであります。

道が8月に発表した観光入り込み客数調査の結果によれば、平成28年度に北海道を訪れた外国人観光客は230万人と、過去最高を記録したとのことでもあります。

北海道での観光を目的とした外国人観光客が年々増加し、多くの方に本道の自然や食などを楽しんでいただいていることは喜ばしいことではありますが、一方で、外国人観光客の増加により、さまざまな課題があらわれてきているものと考えます。

道は、外国人観光客500万人という目標に向けた取り組みを進めていると承知しております。

そこで、以下伺います。

外国人観光客が旅行中にけがや病気になってしまった場合の対応は大変重要と考えます。

外国人観光客の医療機関での受け入れ状況はどのようになっているのか、伺います。

○松山文史委員長 観光局参事磯部政志君。

○磯部観光局参事 道内の医療機関での受け入れ状況についてでございますが、本道を訪れる外国人観光客が急増する中、外国人に対する医療に係る課題の整理や、受け入れ環境の整備促進を目的に、道では、昨年9月、北海道運輸局と連携し、道内の病院や有床診療所など1014の医療機関に対して、外国人患者の受け入れ状況や受け入れ体制などについてのアンケート調査を行ったところでございます。

このアンケートに回答がありました、585の病院等のうち、平成25年度から27年度の3年間に外国人患者を受け入れた実績がある病院等は390施設と、約7割でございます。各施設における受診者数は微増傾向でございます。

また、受診者が多い国や地域につきましては、中国と回答した施設が最も多く、次いで、アメリカ、台湾、韓国の順となっております。

以上でございます。

○田中英樹委員 外国人観光客がけがや病気になった場合、外国語で対応できる病院を見つけることは難しいと考えます。道としてどのように対応しているのか、伺います。

○松山文史委員長 国際観光担当局長近藤裕司君。

○近藤国際観光担当局長 外国語対応が可能な医療機関の情報についてでございますが、外国人観光客の皆様が安心して道内旅行を楽しんでいただくためには、滞在中のけがや急病の際に、円

滑に医療機関を受診できることが重要と考えてございます。

このため、道では、外国人観光客の円滑な受け入れ環境の整備に向け、受診の際に外国語対応が可能な医療機関の一覧表を、日本語のほか、英語、中国語簡体字、中国語繁体字、韓国語といった多言語により作成し、道や観光振興機構のホームページを通じて、広く情報提供しているところでございます。

また、こうした取り組みを地域の観光協会やホテル協会など関係団体に周知し、医療機関の受診が必要となった外国人観光客への対応について、協力を要請しているところでございます。

以上でございます。

○田中英樹委員 次に、海外との航空路についてですが、北海道に観光で訪れる外国人観光客の増加を図るためには、海外との航空路線の維持拡大が重要であり、北海道と海外を結ぶ航空路線を誘致していくためには、航空を所管する総合政策部と、観光を所管する経済部が連携しながら取り組むことが重要と考えます。

国際航空路線の新規就航や充実に向け、どのような取り組みを行っているのか、伺います。

○磯部観光局参事 航空路線の拡大などについてでございますが、外国人観光客の多くは、航空機を利用して本道を訪れており、中でも、本道への直行便は、利便性が高く、誘客に効果的でありますことから、外国人観光客の一層の拡大に向け、新規就航や増便の取り組みが重要と認識しております。

こうしたことから、道では、国際定期航空路線やチャーター便の就航促進に向けた誘致活動、また、新規就航に対する支援に取り組んでおり、本年8月には、総合政策部が中心となって行いました、ベトナムにおける航空会社への知事のトップセールスにあわせ、観光振興機構による観光セミナーや商談会を開催し、現地の旅行関係者に対して、本道観光の魅力をPRしたところでございます。

今後とも、総合政策部や観光振興機構と連携を密にしながら、国際線の拡充、定着に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○田中英樹委員 北海道の空の玄関口であります新千歳空港には、韓国や中国、台湾、香港、タイなどと本道を結ぶ直行便があり、新千歳空港から直接入国する外国人観光客が年々増加しております。

一方で、新千歳空港や札幌市にある丘珠空港は、道内各地の空港と結ばれていることから、こうした道内の路線の活用が重要と考えますが、所見を伺います。

○近藤国際観光担当局長 道内の航空路線の活用についてでございますが、広大な面積を持つ本道を快適に旅するためには、鉄道やバス、レンタカーといった移動手段に加え、より多くの地域の魅力を楽しんでいただくためにも、航空機の利用は有効と認識してございます。

新千歳空港につきましては、昨年10月の一部外国航空会社の乗り入れ制限の緩和や、本年3月からの1時間当たり発着枠の拡大もあり、利用する外国人観光客が増加しておりまして、こうし

【第2分科会 10月3日 第4号】

た状況に着目した航空会社が、外国人観光客に対して、道内の空港を結ぶ路線を、一律、片道5400円という手ごろな料金で提供しているところがございます。

道といたしましては、新千歳空港や丘珠空港を利用して、道央圏に集中する観光客を地域へ誘導するため、観光振興機構と連携しながら、海外の旅行博とかホームページなどを通じた情報発信を強化し、道内の航空路線の活用を促進してまいります。

以上でございます。

○田中英樹委員 道の観光入り込み客数調査によれば、外国人観光客の多くが道央地域に集中をしております。

道内経済の活性化に向けては、道央地域ばかりではなく、道内の各地域においても、外国人観光客やそれに伴う観光消費の増加が重要と考えます。

こうした外国人観光客の道内各地への分散に向けて、どのように取り組んでいくのか、観光振興監の所見を伺います。

○松山丈史委員長 経済部観光振興監木本晃君。

○木本経済部観光振興監 外国人観光客の地域への誘導についてでございますが、観光を本道のリーディング産業として発展させ、地域経済の活性化につなげていくためには、道央圏に集中しがちな観光客の皆さんを道内全域に誘導し、観光消費による効果を全道に波及させることが重要でございます。

このため、道では、地域ならではの観光資源の発掘、磨き上げや商品化、道東、道北の広域観光周遊ルート形成、DMOの形成促進など、外国人観光客の誘致に意欲的な地域の取り組みを支援しているところがございます。

道といたしましては、今後とも、観光振興機構と一体となって、地域の関係者との連携を図りながら、道内の各地域への外国人観光客の誘致を促進してまいります。

以上でございます。

○田中英樹委員 次に、新エネルギーの導入拡大についてであります。

8月に公表された資源エネルギー庁の資料によりますと、国内の再生可能エネルギーのうち、今後も大幅な導入が見込まれる太陽光など五つの新エネルギーについて、平成28年度の発電電力量を都道府県別に比較したところ、本道が最大であったことがわかりました。

本道には、身近なところに豊富な新エネルギーが存在するため、地産地消など、地域の新エネルギーを最大限に活用する取り組みを進めることが重要と考えます。

そこで、以下伺います。

道は、省エネルギー・新エネルギー促進行動計画において新エネルギーの数値目標を設定し、その目標の達成に向けて取り組んでいるものと承知しておりますが、エネルギー種別ごとの目標値と導入状況について、まずお伺いします。

○松山丈史委員長 環境・エネルギー室参事佐藤隆久君。

○佐藤環境・エネルギー室参事 新エネルギーの導入状況についてでございますが、本道におけ

る平成27年度の発電電力量は、太陽光が、平成32年度の目標値の11億900万キロワットアワーに対して10億300万キロワットアワー、風力が、12億2600万キロワットアワーの目標値に対して7億2200万キロワットアワー、中小水力が、37億4400万キロワットアワーの目標値に対して35億1800万キロワットアワー、バイオマスが、6億300万キロワットアワーの目標値に対して1億9900万キロワットアワー、地熱が、1億4500万キロワットアワーの目標値に対して1億2900万キロワットアワーとなっておりまして、新エネルギー全体では、81億1500万キロワットアワーの目標値に対して67億7500万キロワットアワーとなっております。

以上でございます。

○**田中英樹委員** 新エネルギー導入加速化基金の設置目的についてですが、現段階で、風力発電などは、道が定めた目標を達成していない状況ですが、道では、この4月に新エネルギー導入加速化基金を創設し、地産地消に取り組む市町村への支援を初め、さまざまな取り組みを行っているものと承知しております。

基金を創設した目的について、改めて伺います。

○**佐藤環境・エネルギー室参事** 新エネルギー導入加速化基金についてでございますが、新エネルギーの目標達成に向け、新エネルギーの導入等の取り組みを加速していくことが必要であり、エネルギーの地産地消の促進や、地熱、風力などの資源を最大限に活用する取り組みが重要と認識しております。

道では、こうした取り組みを継続的に支援するため、新エネルギー導入加速化基金を創設し、地域の特性に応じたエネルギーの地産地消のモデルづくりを進めるなど、全道各地での新エネルギーの導入拡大に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○**田中英樹委員** 道は、基金を創設し、本年度はどのような取り組みを展開しているのか、伺います。

○**佐藤環境・エネルギー室参事** 基金を活用した取り組みについてでございますが、道では、豊富に賦存する新エネルギーを活用して地産地消の取り組みを進めるため、本年度から、道内の4地域におきまして、それぞれの特性に応じた先駆的なモデルづくりを行うとともに、設備導入に向けた設計や設置の取り組みのほか、地域が一体となって行う小規模な地熱井の掘削の取り組みなどを支援しているところでございます。

また、エネルギーを管理する知識や経験を持つコーディネーターを派遣し、市町村の要望に応じて、新エネルギーの導入に向けた課題の整理や、事業・収支計画の策定に対して助言を行うほか、金融機関と連携し、事業リスクを的確に評価する手法や、多様な金融支援の展開につながる仕組みづくりを検討することとしております。

以上でございます。

○**田中英樹委員** 基金事業の中で目玉とも言えるエネルギー地産地消事業化モデル支援事業につきましては、8月にモデル地域の選定を終えたと承知しております。道は、どのような事業をモ

デルとして選定したのか、伺います。

また、選定した地域はわずか4地域であります。道は、事業の成果をどのように全道に波及させていく考えなのか、あわせて伺います。

○**松山丈史委員長** 環境・エネルギー室長中島俊明君。

○**中島環境・エネルギー室長** エネルギー地産地消のモデル事業についてでございますが、このモデル事業は、先駆的な地産地消のモデルづくりのため、システムの検討、設計の段階から事業化までの一貫した取り組みに対し、1事業当たり5年間で最大5億円の支援を行うものでございます。

道では、この8月、家畜ふん尿バイオガスプラントから、電気を酪農家や住宅に供給するとともに、熱を農業に利用する上士幌町における取り組み、町民が出資する地域エネルギー会社により地熱発電を行い、電気と熱水を公共施設などに供給する弟子屈町の取り組み、木質バイオマスや雪氷冷熱から電気と熱をつくり、エネルギーマネジメントシステムにより街区で最適利用する南富良野町における取り組み、風力による電気を遠隔地にある公共施設で最適利用するとともに、電気を水素に変換し、地域で活用する稚内市の取り組み、これらをモデルに選定したところでございます。

道といたしましては、それぞれの地域について、事業の進捗状況や課題、成果などを把握し、道内の市町村が参加する会議の場やホームページを通じて情報提供するとともに、モデルとなる事業者に対しましても、積極的な情報発信を求めるなど、エネルギー地産地消の取り組みを全道に拡大してまいりたいと考えてございます。

○**田中英樹委員** 本道では、身近なところにさまざまな新エネルギーが豊富にあります。

地域の新エネルギーを最大限に活用していくことは、地域経済の活性化を図る上で重要であり、新エネルギーの導入拡大を一層進めていくことが重要と考えます。道として、導入拡大に向け、今後どう取り組んでいくのか、伺います。

○**松山丈史委員長** 経済部長阿部啓二君。

○**阿部経済部長** 新エネルギーの導入拡大についてであります。エネルギーは、暮らしと経済の基盤であり、身近な地域で自立的に確保できるさまざまなエネルギー資源を活用し、エネルギーの地産地消などの取り組みを進め、活力ある地域社会の実現に寄与していくことが重要と考えております。

道といたしましては、新エネルギー導入加速化基金により、先駆的なエネルギー地産地消のモデルづくりを支援いたしまして、モデルの成果を活用した取り組みを全道各地に広げていくとともに、設計や設備の導入など、取り組みの段階に応じたきめ細やかな支援を行うなど、さまざまな施策を積極的に活用して、全国でトップクラスのポテンシャルを有する新エネルギーの導入拡大に向け、地域や企業の方々と連携しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**田中英樹委員** 以上で終わります。

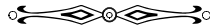
○松山丈史委員長 田中(英)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、経済部及び労働委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩



午後1時1分開議

○内田尊之副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 教育委員会所管審査

○内田尊之副委員長 これより教育委員会所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

道見泰憲君。

○道見泰憲委員 それでは、3点の質問をさせていただきます。お願いします。

初めに、教育計画についてであります。

新しい教育計画の素案が示され、現在、パブリックコメントが実施されておりますが、本道教育の現状と認識では、人口減少と少子・高齢化の進展や、グローバル化と高度情報化の進展、子どもの貧困など社会経済的課題、学習指導要領の改訂や高大接続改革など、教育改革の大きな流れといった社会状況などが挙げられており、このような中で、本道教育のこれからの5年間の方向性を示す教育計画は重要なものであります。

計画では、「社会で生きる力」や「豊かな人間性」「学びを支える家庭・地域」など、五つの目標が掲げられ、それぞれに個別具体的な政策が設定されておりますので、その中から何点か伺ってまいりたいと思います。

最初に、国際理解教育の充実についてですが、本道でも、グローバル化が急速に進展する中、子どもたちが国際社会において主体的に行動できる資質、能力を育成するためには、国際理解教育の充実が必要です。

そのためには、授業等で身につけた語学力を、子どもたちが授業以外の場で実際に試すことができる機会が必要と考えておりますが、道教委は、子どもたちと外国の方々とのコミュニケーションを図る機会の充実にどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 高校教育課長山本明敏君。

○山本高校教育課長 外国人とのコミュニケーションを図る機会の拡充についてでございますが、道教委といたしましては、グローバル化が進展する社会において、本道の未来を担う子どもたちに、豊かな国際感覚や、積極的にコミュニケーションを図る態度などを身につけさせるためにも、外国の方々とのコミュニケーションを図る機会を充実させることが大切であると考えております。

このため、道教委では、中学生が日常生活で使用する英語を用いて、身近な地域で英会話に挑戦するEnglishトライアルを実施いたしますほか、英語の活用場面を想定した学習プログラムを開発する高校生英語力向上事業を実施し、指定校では、外国人旅行者の案内や、外国企業への道産商品の紹介、海外の大学と連携した語学研修などの取り組みが行われているところでございます。

さらに、ICTを活用して、海外の高校生と英語で直接交流する事業や、イングリッシュキャンプなども行ってきているところでございます。

今後におきましては、ALTを活用するなどして、こうした取り組みを一層充実させ、その成果を普及いたしますとともに、知事部局とも連携を図りながら、児童生徒が外国の方々とは英語で直接交流する機会を拡充し、国際理解教育の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

○道見泰憲委員 次に、情報教育の充実についても伺っておきます。

急速に情報化が進展する中で、ICTは社会インフラとも言われる時代になっており、子どもたちに、発達段階に応じて、情報や情報技術を活用し、問題の発見、解決や、自分の考えを形成していくために必要な資質、能力を身につけさせることが重要であります。

また、教員が、わかりやすい授業づくりを進める上で、ICTを効果的に活用し、子どもたちが学習への興味、関心を高め、主体的に対話に加わるなど、深い学びにつなげることが求められております。

このような情報教育の充実に道教委はどのように取り組んでいくのか、伺います。

○内田尊之副委員長 広報・情報担当課長加藤ひとみ君。

○加藤広報・情報担当課長 情報教育の充実についてでございますが、ICTの活用は、子どもたちの学習への興味、関心を高めるなど、教育の質の向上や、わかる授業づくりを実現する上で、極めて有効であるとともに、広域分散型の本道においては、遠隔授業や遠隔研修など、より効果が期待できるものと考えております。

このため、道教委では、年内を目途に、本道における教育の情報化の目指す姿として、新たに、北海道における教育の情報化推進指針を策定いたしますほか、子どもたちに、ICTを身近な道具として体験させたり、技能を深めさせるための先進的な取り組みをまとめた実践事例集を作成いたしますとともに、道立教育研究所での研修等を通じ、教員のICT活用指導力の向上を図るなど、本道における情報教育の充実に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○道見泰憲委員 次に、産業教育の充実についても伺っておきます。

道が策定を進めている総合教育大綱の素案では、本道の現状と展望の中で、2025年から2035年の間に、日本の労働人口の約49%の人がついている仕事がAIとロボットによって代替可能と予想され、仕事や働き方なども含め、社会システム自体が大きく変わることが予想されると記載をしているように、これからの子どもたちが社会に出て働くときには、今とは状況が大きく変化していると思います。

本道の将来の産業を担う人材が、このような高度化した時代に対応できる資質、能力を身につ

けるため、産業教育の一層の充実が求められておりますが、道教委は、時代の変化を踏まえた産業教育の充実にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○山本高校教育課長 産業教育の充実についてでございますが、道教委といたしましては、経済社会の変化やグローバル化の急速な進展、本格的な人口減少社会の到来の中で、本道産業の将来を担う人材の育成に向け、専門的な知識、技術の習得はもとより、産業技術の高度化や多様な課題に対応できる能力などを育むことが重要と考えております。

道教委では、これまで、職業に関する教科において、産業や科学技術などの変化に対応した学習内容を充実させることはもとより、地域の大学や企業等と連携して先進的な実践研究を行う専門高校プログレッシブ・プロジェクト推進事業や、技術革新に対応した教員の指導力の向上を図る高等学校産業教育長期実技研修等を実施するなどして、産業教育の充実に取り組んできております。

今後は、こうした取り組みの成果を踏まえ、専門高校において、学んでいる専門的な知識、技能と地域の課題の解決とを関連づけた課題研究の実践や、企業で用いられている最先端技術等に触れる体験的な学習機会の確保、農業生産工程管理などの国際基準に対応する取り組みなどを推進いたしますとともに、産業界や知事部局等とも一層連携して、社会の変化に対応した産業教育の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

○道見泰憲委員 次に、読書活動の推進についても確認をさせていただきます。

読書は、言葉を学ぶとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするなど、人生をより深く生きる力を身につける上で大切なものであります。

道教委では、現在、読書活動の推進に向けて、子どもの読書活動推進計画の改定を進めているということですが、どのような方針で計画をつくられているのか、伺います。

○内田尊之副委員長 生涯学習課長船木誠君。

○船木生涯学習課長 子どもの読書活動推進計画の改定についてでございますが、読書活動は、子どもの豊かな感性や表現力、創造力を育成するなど、健やかな成長に不可欠なものであり、社会全体でその推進を図ることが重要であると認識しております。

このため、道教委では、平成15年度に北海道子どもの読書活動推進計画を策定し、その後、5年ごとに必要な改定を行ってきており、現在は、平成29年度までを計画期間とする第3次計画により、さまざまな施策を推進しているところでございます。

現在策定中の第4次計画につきましては、現計画における成果や課題はもとより、学校図書館の整備充実などに係る国の動向なども踏まえながら、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動の推進や、学校図書館を初めとする読書環境の整備など、北海道の全ての子どもが、望ましい読書習慣を身につけ、さまざまな機会を活用して自主的に読書活動を行うことが、学校、家庭、地域がより一層連携し、積極的に推進される計画となるよう、取り組んでまいりたいと考えてございます。

○道見泰憲委員 学校と地域の連携協働の推進についても伺っておきます。

【第2分科会 10月3日 第4号】

平成27年に策定された道の総合教育大綱では、コミュニティースクールを全道に広めるなど、地域全体で子どもたちの学びを支援する取り組みとして重点的に取り組むとしており、国においても導入を推進していることから、道教委と知事部局が連携して市町村に働きかけた結果、コミュニティースクールの導入が進んできております。

道教委は、学校と地域の連携協働を一層推進するため、これまでの成果を踏まえ、コミュニティースクールの導入促進にどのように取り組んでいく考えなのか、伺っておきます。

○内田尊之副委員長 教育環境支援・研修担当課長谷垣朗君。

○谷垣教育環境支援・研修担当課長 コミュニティースクールについてでございますが、地域住民が学校運営に参画し、学校と地域が力を合わせて子どもの成長を支える仕組みであるコミュニティースクールを道内の全ての地域で推進するため、道教委では、これまで、制度を周知するための研修会や全国的なフォーラムを開催するなどしながら、導入の促進に努めてきており、本道におきましては、コミュニティースクールを導入する学校が着実にふえてきております。

既に導入した地域におきましては、学校に対する保護者や地域住民の理解が深まったことを初め、学校と家庭、地域の役割分担が明確になり、教職員の子どもと向き合う時間が確保されたなどの成果が見られているところであり、今後、こうした成果を道内の各地域や学校に普及啓発するとともに、各地域の取り組みについて交流する場を充実させるなど、本道の全ての地域において、学校と家庭、地域が連携協働するコミュニティースクールの導入の促進や充実に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○道見泰憲委員 次の質問に移ります。

幼児教育の振興についても伺っておきます。

さきの我が会派の代表質問で幼児教育について伺いましたが、幼児教育の質の向上の取り組みなどについて、もう少し掘り下げて伺っておきたいと思っております。

最初に、幼稚園教育要領の改訂について伺います。

本年3月に、幼稚園教育要領や、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、さらには保育所保育指針が改訂され、同様に改訂された小中学校などの学習指導要領に先行して、来年度から実施されることになりましたが、改めて、幼稚園教育要領が改訂された趣旨についてまず伺います。

○内田尊之副委員長 教育政策課長名子学君。

○名子教育政策課長 幼稚園教育要領の改訂についてでございますが、現行の要領では、幼児の遊びを中心とした生活を通して、一人一人に応じた総合的な指導を行ってきたところでございますが、社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能が身につけていなかったり、幼稚園と小学校の接続が十分でないといった課題が指摘されるとともに、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施され、質の高い幼児教育を提供することが一層求められてきていること等を踏まえ、今般の改訂が行われたものと認識しております。

こうした状況を踏まえまして、新しい要領では、健康な心と体、自立心や道徳性、規範意識の芽生えなど、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確化するとともに、幼児教育施設と小学

校の教員がその姿を共有することにより、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化を図ることを目指しているものと承知しております。

○道見泰憲委員 幼児教育の質の向上への対応についても伺っておきます。

改訂の趣旨を踏まえると、幼稚園、保育所、認定こども園を含む全ての幼児教育施設で教育の質を高めていくことが重要です。

幼児期の子どもたちが、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿に向けて成長し、小学校教育に円滑につながることを求められていますが、道教委は、幼児教育の質の向上に向けて、どのように対応しているのかも教えてください。

○名子教育政策課長 幼児教育の質の向上についてでございますが、道教委では、平成28年度からの3年間、国の、幼児教育の推進体制構築事業を活用し、幼稚園を初めとする全ての幼児教育施設において質の高い教育が受けられるよう、幼稚園教員、保育士等の研修の仕組みや、教育内容、指導方法等に対する指導助言体制の充実などについて、調査研究を行っているところでございます。

このような中、公私立の幼稚園、保育所、認定こども園の関係者並びに市町村や学識経験者などで構成する北海道幼児教育研究協議会を設置し、地域の実情、現場のニーズなどについて御議論いただいております。道教委としては、こうしたさまざまな意見を参考にしながら、教育の質の向上に向けた施策や体制整備のあり方について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○道見泰憲委員 調査研究事業についても伺います。

国のモデル事業を活用して、幼児教育の推進体制を構築するための調査研究が行われておりますが、この調査研究事業を通じて、幼児教育の質の向上のために現在進められている具体的な取り組み、特に、教員や保育士の資質の向上などの取り組みについてはどのようなものがあるのか、伺います。

○名子教育政策課長 教員や保育士の資質、能力の向上についてでございますが、幼児教育の充実のためには、幼稚園はもとより、保育所、認定こども園など、全ての幼児教育施設において質の高い教育を受けられるようにすることが重要です。

このため、道教委では、全ての幼児教育施設の職員等を対象に、昨年度から、試行的に幼児教育を語る会を実施し、今年度は、小学校の教員も対象に全管内で開催するなど、幼稚園教育要領等の改訂について理解の促進を図るほか、幼・保・小の教員が情報を共有し、幼児教育について意見交換する場を設けております。

また、要請があった幼児教育施設に、北海道幼児教育相談員として委嘱した専門家を派遣し、要領の改訂等を踏まえた教育課程の見直しや、特別な配慮を要する乳幼児へのかかわり方などについて助言を行う取り組みを進めているところでございます。

○道見泰憲委員 幼児教育と小学校の連携についても伺います。

今回の要領等の改訂では、幼児教育施設だけではなく、その後の受け入れ施設となる小学校にも、幼児と児童との交流や、障がいのある幼児、児童との共同学習の機会を積極的に設けるな

【第2分科会 10月3日 第4号】

ど、両施設間の連携や協力が求められており、教員等がその趣旨をしっかりと理解し、幼児教育等と小学校教育の円滑な接続を図っていく必要があります。

道教委は、このことについてどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○内田尊之副委員長 総務政策局長土井寿彦君。

○土井総務政策局長 幼児教育施設と小学校との連携についてでございますが、小学校低学年は、幼児教育を通じて身につけたことを生かしながら、教科等の学びにつなぎ、児童の資質、能力を伸ばしていく時期であることから、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが極めて重要であると認識しております。

このため、道教委では、各小学校が、幼児教育を通じて育まれた資質、能力をさらに伸ばしていくことができるよう、それぞれの地域において、特別な配慮を要する幼児へのかかわり方など、幼・保・小の情報交換や引き継ぎ体制の構築、教育内容の相互理解を図るための研修の実施など、一層の連携が大切であると考えております。

こうしたことから、来年3月に策定する予定の新しい教育計画において、幼・保・小の合同の研修会や、小学校におけるスタートカリキュラムの作成を目標として設定するなど、幼児教育と小学校教育との円滑な接続のための取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○道見泰憲委員 基本方針の策定の進め方についても質問をします。

広大な本道においては、幼児教育施設は保育所だけという地域もあって、道内のどこに住んでいても質の高い幼児教育を受けられる環境が必要です。

教育長は、代表質問で、幼児教育の内容の充実や人材育成を初めとする各種施策を北海道全体で推進するための、仮称・北海道幼児教育振興基本方針の策定について、知事部局と緊密に連携しながら検討を進めると答弁されており、今後、基本方針の策定等によって教育の質を担保していくことになると考えておりますが、方針の策定について、どのように検討を進めていこうとされているのか、道教委の考え方を伺います。

○内田尊之副委員長 教育長柴田達夫君。

○柴田教育長 基本方針の策定についてでございますが、子どもたちの健やかな成長のためには、幼稚園や保育所など、全ての幼児教育施設において質の高い教育が受けられ、さらに、小学校教育へと円滑に接続されることが重要でございます。

そのためには、教員や保育士の資質、能力の向上、幼稚園教育要領等の趣旨に基づく教育、保育の実施、幼児教育施設と小学校等との連携、さらには、家庭、地域との連携などがこれまで以上に重要であると認識をいたしております。

道教委といたしましては、こうした考え方のもとで、広域分散といった本道の特性を踏まえた幼児教育の充実について、各部横断の連絡会議において議論を行うなど、知事部局と緊密に連携するとともに、北海道幼児教育研究協議会における議論も参考にしながら、教育内容の充実や人材育成を初めとする各種施策について、オール北海道で推進するための基本方針の策定に向けて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○道見泰憲委員 それでは、3点目に、いじめ防止基本方針について質問をさせていただきます。

ことしの第1回定例会の我が会派の代表質問で、いじめの防止などに向けての今後の取り組みについて伺ったところ、教育長から、本年度、いじめ防止基本方針の改定を行う旨の答弁があったところであります。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命、身体に重大な影響を及ぼすおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめ防止基本方針は、本道におけるいじめ防止等対策の基本的な方向や具体的な対策を示すものであり、学校、家庭、地域住民、行政、そのほかの関係者の相互の連携協力のもと、社会全体でいじめの問題を克服していくための重要な方針であると考えておりますので、以下、何点か伺ってまいります。

最初に、道内におけるいじめの現状についてであります。全国的に見ても、いじめの認知件数は増加しておりますが、道内におけるいじめの現状がどのようになっているのか、まず確認させていただきます。

○内田尊之副委員長 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）川端雄一君。

○川端学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 道内におけるいじめの現状についてでございますが、昨年実施いたしました、国の、平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査では、道内の公立学校のいじめの認知件数は、全ての校種を合わせて5537件で、前年度の3132件に比べて2405件増加しており、1000人当たりの認知件数は11.2件で、前年度の6.2件に比べて5件の増加となっております。

また、いじめの解消率につきましては96.9%で、前年度の95.1%に比べて1.8ポイント上昇している状況であります。

昨年度の調査におけるいじめの認知件数の増加は、全国的な傾向となっておりまして、その要因といたしましては、各学校において、初期段階のいじめであっても、いじめを把握し、解消につなげることが重要であるとの認識のもと、各学校が積極的な認知に努めた結果と捉えているところでございます。

○道見泰憲委員 いじめ防止基本方針の改定骨子案について伺います。

先般、いじめ防止基本方針の改定骨子案が示され、いじめの理解や、学校いじめ防止基本方針に盛り込む内容、特に、配慮が必要な児童生徒に対する支援、児童生徒が発信したSOSへの対応、重大事態への対処などが新たに追加される内容とされておりましたが、どのような視点で検討作業が行われているのか、伺います。

○川端学校教育局参事（生徒指導・学校安全） いじめ防止基本方針の改定の視点についてでございますが、道教委といたしましては、改定に当たりましては、国の、いじめの防止等のための

基本的な方針の改定内容を参酌するとともに、本道における、いじめの防止等に関する条例施行後の、教育委員会や学校、地域におけるいじめ防止等の取り組みの状況の点検評価の結果等を踏まえながら、基本方針に定めるいじめの防止等の対策が十分に機能しているか、いじめの重大事態への対応が適切に行われているかという二つの視点を基本として、検討を進めることとしております。

○道見泰憲委員 いじめ防止等対策における課題と対応について伺います。

基本方針の改定に向けて作業を進めている中、これまでのいじめ防止等対策において、どのような課題が明らかになり、その対応を基本方針の改定にどのように反映させようと考えているのか、伺います。

○川端学校教育局参事（生徒指導・学校安全） いじめ防止等対策における課題と対応についてでございますが、道教委といたしましては、いじめ防止等の取り組みの実態を把握するために実施したアンケート調査や、これまでの、いじめに関する国や道の独自調査の結果などから、市町村におけるいじめ防止基本方針の策定率が全国平均と比べて低いこと、学校におけるいじめ防止基本方針の内容や、いじめ対策組織の活動について、児童生徒や保護者への周知が不十分であることなどが主な課題であると認識しているところでございます。

今後、こうした課題に対応するため、市町村のいじめ防止基本方針の策定に向けて支援すること、学校いじめ防止基本方針の内容を、入学時や各年度の開始時に、必ず、児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること、学校いじめ対策組織が被害児童生徒を徹底して守り通すことを児童生徒から認識されるよう取り組むことなどを新たに基本方針に明記するなどして、道内のいじめ防止等対策がより一層実効性を伴うものとなるよう努めてまいる考えでございます。

○道見泰憲委員 いじめの重大事態に対する対応についても質問をしておきます。

ことし7月に見直された国の自殺総合対策大綱では、若年層の死因に占める自殺の割合が極めて高いことから、いじめを苦しめた子どもの自殺の予防や、SOSの出し方に関する教育の推進の取り組みが、当面の重点施策として新たに掲げられております。

全国的にも、いじめを苦しめたと見られる自殺が発生しており、こうしたいじめの重大事態に係る教育委員会や学校の対応に対し、保護者等に大きな不信感を抱かせるような事案についての報道が相次いでおるところであります。

いじめの重大事態が発生した場合には、被害児童生徒や保護者等に寄り添い、適切に対応していく必要があると考えますが、道教委として、いじめの重大事態への対応について、どのように基本方針に示していこうと考えているのか、伺います。

○内田尊之副委員長 学校教育局長北村善春君。

○北村学校教育局長 いじめの重大事態に対する対応についてでございますが、道教委では、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、不適切な対応などによりまして、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に不信感を与えたりするような事案が発生することがあってはならないことから、これまでも、本年3月に国が策定をした、いじめの重大事態の調査に関するガ

イドラインを踏まえた対応につきまして、市町村教育委員会や学校を指導してきているところでございます。

道教委といたしましては、今回改定する道の基本方針に、改めて、国のガイドラインに沿って、児童生徒や保護者から申し立てがあったときには、重大事態があったものとして報告、調査に当たることや、被害児童生徒や保護者の意向を的確に把握した上で調査を進めることなどを明記しますとともに、各種会議や研修会等のさまざまな機会を捉え、周知徹底を図るなどしまして、国のガイドラインや道の基本方針を踏まえた対応がより適切に行われるよう、引き続き指導してまいりたいと考えてございます。

○道見泰憲委員 最後の質問になります。

最初にも申し上げましたが、全国的にも、いじめの認知件数は増加しており、陰湿ないじめを苦にしたと見られる自殺などの報道も相次いでおるところであります。

このような状況も踏まえ、道教委では、今後、いじめ防止基本方針の改定に向けて、どのように取り組みを進めていこうとしているのか、伺います。

○内田尊之副委員長 学校教育監村上明寛君。

○村上学校教育監 今後の進め方についてでございますが、道教委では、現在、本年9月に策定した改定骨子案に基づき、素案の検討を行っているところでございますが、今後におきましては、10月に全道の14管内で開催する「どさんこ☆子ども全道サミット」におきまして、児童生徒や保護者から、いじめについての思いとか、いじめ防止対策などについて意見を聞き、素案に反映させていくほか、素案策定後は、道議会で御議論いただくとともに、パブリックコメントの実施や関係機関等からの意見聴取などを経て、年度内には、北海道いじめ防止基本方針を改定する予定としております。

道教委といたしましては、改定の検討状況を、適宜、学校に情報提供するなどして、学校いじめ防止基本方針の点検、見直しが進むよう働きかけますとともに、改定後には、新たな基本方針の内容などを掲載したリーフレットの作成、配付などを通して、児童生徒や保護者などにも改定の趣旨を広く周知するなどして、本道におけるいじめ防止等の取り組みが一層充実するよう努めてまいります。

○道見泰憲委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○内田尊之副委員長 道見委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

沖田清志君。

○沖田清志委員 それでは、私から、通告いたしました大きく3点について、順次お聞きをしてまいりたいというふうに思います。

初めに、高校の適正配置についてでございますけれども、9月11日に開催の文教委員会で、現行の「新たな「高校教育に関する指針」」にかわる、これからの高校づくりに関する指針の素案が報告されました。

新しい指針の素案については、本会議において、それぞれの立場から議論がなされているとこ

【第2分科会 10月3日 第4号】

るでありますけれども、来年3月に策定された後は、この新しい指針に基づき、公立高等学校配置計画が策定されることになり、今後の北海道の高校配置のあり方の方向性を示す大変重要な指針であると考えられるわけであります。

そこで、以下、指針についてお伺いをしてまいります。

まず、道教委は、素案において、指針の趣旨を、社会や高校を取り巻く環境の変化に対応し、教育環境の維持向上を図るためとしておりますけれども、内容からは、こういった課題にどう対応しようとしているのか、判然としないわけであります。

そこで、具体的に、今回、指針を見直す目的は何なのか、お伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 新しい高校づくり推進室参事（改革推進）相馬哲也君。

○相馬新しい高校づくり推進室参事（改革推進） 指針の見直しの目的についてでございますが、現行の指針の策定から10年が経過し、広域分散型の本道において、人口減少社会への対応や地域を担う人材の育成などの観点から、地域の教育機能を確保することがこれまで以上に重要な課題となっていることから、一昨年从去年にかけて、現行の指針に基づく施策の成果と課題について検証を行ったところでございます。

検証の結果、地域キャンパス校の再編基準の人数要件や、総合学科の設置など、多様な選択を可能にするための教育制度のあり方など、教育水準の維持向上を図る高校の配置等において、新たな対応や改善が必要であることから、新しい指針を策定することとし、このたび素案としてお示ししたところでございます。

○沖田清志委員 10年が経過した中で、環境の変化に合わせた現実的な対応をとるためということだと思いますけれども、新たに、「可能な限り」という文言が加わったものの、今回の素案におきましても、1学年4学級から8学級の望ましい学校規模を維持できるよう、再編整備などを進めていくという基本的な考え方が示されています。

中学校卒業生数の減少が続く中、あるいは本道の広域という地理的状況を考えますと、4学級から8学級の学校が望ましいとするのは非現実的ではないかと考えるわけですが、今年度、4学級から8学級の望ましい規模に満たない学校は何校あるのか、お伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 新しい高校づくり推進室参事（高校配置）櫻井良之君。

○櫻井新しい高校づくり推進室参事（高校配置） 学校規模についてでございますが、今年度の全日制の道立高等学校数は、既に募集停止となっている学校を除き、194校でありまして、そのうち、第1学年が4学級に満たない学校は、3学級の学校が13校、2学級の学校が32校、1学級の学校が44校の、合計89校、全体の46%となっております。

○沖田清志委員 約半数の学校が望ましい規模になっていないという状況の中で、第1学年が3学級の高校は、可能な限り、望ましい学校規模となるよう再編し、第1学年が2学級以下の高校については、原則、通学区域における中学校卒業生数の状況や地元からの進学率などを総合的に勘案して、再編整備を進めるとしているわけであります。

3学級以下の学校が多くあることを踏まえますと、地元の学校は再編整備が前提の学校だとい

うふうに捉える生徒や保護者の方も多と思うのですが、今後、道教委は、具体的に再編整備をどのように進めていくお考えなのか、お伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 新しい高校づくり推進室長武田信吾君。

○武田新しい高校づくり推進室長 再編整備についてでございますが、中学校卒業生数が今後も減少することが見込まれる中、教育水準の維持向上に向けて、教育環境の充実を図るためには、高校の再編は避けて通れない課題であり、その際には、一定規模の生徒及び教職員の集団を維持し、活力ある教育活動を展開する観点から、可能な限り、1学年4学級から8学級の望ましい規模を維持することとしておりますが、その場合にあっても、一律に行うのではなく、今後の中学校卒業生数の状況を踏まえた上で、本道の広域性、都市部と郡部の違い、地域の実情や、学校、学科の特性、さらには、高校に対する地域の取り組みなどを考慮するとともに、地域の方々の御意見を丁寧に伺いながら検討を進めていく考えでございます。

○沖田清志委員 意見を丁寧に伺いながら進めていくということですが、例えば、私の地元の胆振学区には追分高校があります。

皆さんも御承知のとおり、追分高校は、苫小牧の生徒が、8割、9割、通われているということで、地元からの進学率が非常に低く、さらに、毎年、2次募集を行わなければならないほど生徒が集まらない状況です。そうなりますと、この指針に当てはめれば、もう再編の対象だと、あたかも決まっているかのような誤解は当然出てくると思うのです。

ですから、この指針は来年3月に策定する予定とのことですが、地域の意見を十分に聞きながら丁寧に検討を進めていくことが必要と考えるわけであり、今後、道教委としてどのように進めていくお考えなのか、お伺いをいたします。

○武田新しい高校づくり推進室長 今後の進め方についてでございますが、このたびお示しいたしました、これからの高校づくりに関する指針の素案につきましては、今後、10月12日から11月9日の日程で、全道の19の通学区域において開催する意見を聞く会におきまして、市町村や学校及びPTA関係者等から直接御意見を伺うほか、現在実施しているパブリックコメントにより、広く道民の御意見を伺うなどした上で、今年度末を目途に、成案として取りまとめてまいりたいと考えております。

○沖田清志委員 ぜひ、丁寧な対応をお願いしたいというふうに思いますし、意見を聞いてできた成案だからといって、それにこだわることなく、実際の適正配置の検討に当たっても、地元の意見を十分に聞いていただくようお願い申し上げます。

次に、特別支援学校についてお伺いをいたします。

知的障がい特別支援学校につきましては、道教委が先般策定した配置計画において、道南圏と釧根圏における高等支援学校の新設整備あるいは間口増が示されたわけであり、

高等支援学校につきましては、進学希望者の増加により、ほぼ毎年度、何らかの整備が行われていると承知しておりますけれども、障がいの重い子どもを対象とする知的障がい特別支援学校の場合でいえば、私が承知している限りにおいては、近年では、平成26年度のほしみ高等学園、

【第2分科会 10月3日 第4号】

28年度の札幌伏見支援学校の2校しか整備をされていないはずであります。

そこで、障がいの重い子どもを対象とする学校、いわゆる義務校について、以下伺います。

道教委が発行した資料を見ますと、知的障がい特別支援学校の在籍者数は、ここ10年間で3143人から4721人へと1578人も増加をしております。この中には、高等支援学校と義務校があると思えますけれども、それぞれの在籍者の増加状況をお伺いいたします。

○内田尊之副委員長 特別支援教育課長山本純史君。

○山本特別支援教育課長 知的障がい特別支援学校の在籍者数についてであります。この10年間の状況としては、全体で1578人増加しており、そのうち、高等支援学校では1430人から2312人へと882人の増加、高等部を併設する義務校では1713人から2409人へと696人増加しております。

○沖田清志委員 また、資料によりますと、知的障がいに加えて、聴覚障がいや視覚障がい、肢体不自由など、全ての障がい種の在籍者数を合わせますと、ここ10年間で1285人の増加であり、知的障がいの在籍者の増加の1578人を下回っていることから、知的障がい以外は減少している状況とも読めるわけであります。

そこで、知的障がいの在籍者数がこうした増加をしていることについて、道教委としては、どのような要因があるというふうに分析されているのか、お伺いをいたします。

○山本特別支援教育課長 在籍者数の増加の要因についてであります。本道の児童生徒数が減少する中、知的障がい特別支援学校の在籍者数は、平成元年度から10年度にかけて95人の増加、10年度から20年度にかけて505人の増加であるのに対し、20年度から本年度にかけての9年間では1488人増加しており、平成19年度に特殊教育から特別支援教育へと転換が図られて以降、増加が大きく進んでおりますことから、保護者の方々による特別支援教育への理解の深まりや、障がいの状況に応じた専門的な教育を受けさせたいといったニーズの高まりなどが背景としてあるものと考えております。

○沖田清志委員 増加する傾向にある中で、私は、昨年第4回定例会の一般質問で、苫小牧市への特別支援学校の設置について質問いたしまして、教育長からは、児童生徒や保護者のニーズ、希望する就学先などについて、より一層の把握に努めると御答弁をいただいたわけですが、その後の状況として、今年度における、苫小牧市に自宅があり、知的障がい特別支援学校の就学基準に該当する児童生徒の就学状況について、昨年度との比較を含めてお伺いいたします。

また、その状況に関して、道教委としてはどのような認識を持っているのか、あわせてお伺いをいたします。

○山本特別支援教育課長 苫小牧市における児童生徒の就学状況についてであります。自宅が苫小牧市にあり、平取養護学校に就学している児童生徒は、家庭で教育を受ける訪問教育を除き、昨年度が55人で、全在籍者数に占める割合が79.7%、本年度は53人で72.6%であります。

また、特別支援学校に就学することが相当の知的障がいのある児童生徒のうち、苫小牧市内の小中学校に就学している者は、昨年度が43人で、本年度は47人です。

高等部を併設する義務校に関し、苫小牧市の場合は、同一校の寄宿舎に入舎する児童生徒数が全道で最も多いほか、特別支援学校就学相当で小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、札幌市に次いで全道で2番目に多くなっており、道教委としては、障がいのある子どもが可能な限り希望する場所で学ぶことができるようにすることが大切であると考えております。

○**沖田清志委員** この問題については、昨年の予算特別委員会でも、苫小牧市選出の別の議員が取り上げておりました、その質問に対して、道教委は、人口10万人以上の都市で、市内はもとより、通学可能な近隣の市町村にも特別支援学校が設置されていない自治体は苫小牧市のみ、また、通学が困難であるなどの理由で、同一の自治体から50人を超える児童生徒が寄宿舎を利用しているケースも苫小牧市のみというふうな答弁をしております。

この答弁からもわかりますように、苫小牧市は、障がいのある児童生徒にとって、決して就学環境が整っているとは言えない状況にありますけれども、こうした状況について、道教委としてはどのような認識をお持ちか、お伺いをいたします。

○**内田尊之副委員長** 特別支援教育担当局長磯貝隆之君。

○**磯貝特別支援教育担当局長** 苫小牧市の状況についてでございますが、障がいのある児童生徒に対して適切な指導や支援を行うためには、障がいの状態、発達の段階などに応じて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、その時点で最も確かな指導を提供するための、連続性のある多様な学びの場を整備することが重要であると考えております。

こうした中、苫小牧市の場合は、通学が困難なことから、やむを得ず寄宿舎に入舎しているケースもあると承知しております、道教委といたしましては、今後とも、障がいのある子どもが可能な限り希望する場所で学ぶことができるよう、本人、保護者のニーズや地域の実情を十分踏まえながら、受け入れ体制の確保を図る必要があると考えております。

○**沖田清志委員** 昨年の一般質問をまた取り上げますけれども、そのときの答弁では、知的障がい特別支援学校のうち、高等部を併設する義務校に関し、新たに学校を整備する場合の考え方として、「児童生徒数の増加により校舎の狭隘化が進行し、特別教室の多くを普通教室に転用するなどの状況が生じ、教育環境の改善が必要なときに、閉校した学校など既存施設を効果的に活用しながら、新設校の整備を行っている」ということであります。

この考え方を仮に苫小牧市に当てはめた場合、苫小牧市を校区に含む平取養護学校が、児童生徒数の増加により狭隘化の状況にならない以上は、新たな学校整備は行わないというふうにも受けとめられるわけでありませう。

こうした整備指針について、先ほど申し上げましたように、就学環境が整っていない地域があるという現状を踏まえたときに、障がいのある児童生徒に適切な教育環境を確保するという観点で、整備の考え方を検討することも必要と考えるわけでありませうけれども、道教委の認識をお伺いいたします。

○**山本特別支援教育課長** 特別支援学校の整備についてでございますが、道教委では、高等部を併設する義務校について、新たな整備を行う際の考え方として、ここ数年間は、教室不足の解消な

ど、既存の学校の教育環境の改善を目的としてきました。

道教委では、現在、本年度中をめどに策定する、新たな特別支援教育に関する基本方針において、施設整備の考え方などを示すこととしており、これまで基本としてきた、障がいのある児童生徒の在籍状況や今後の見通しに加え、活用が可能な既存施設の状況、児童生徒の通学や寄宿の状況なども考慮することについて、検討を行っているところでございます。

○**沖田清志委員** 苫小牧市に自宅がある障がいのある児童生徒は、依然として、身近な場所に学校がないために、遠距離地域への就学を余儀なくされることや、希望する教育を受けることを諦めるといった状況に置かれていると言えるわけであります。

障害者権利条約の締結や障害者差別解消法の施行など、障がい者を取り巻く近年のさまざまな社会状況や法整備の状況を踏まえますと、障がいのある児童生徒の就学環境の整備に関し、行政として可能な限り改善する方向で取り組む必要があるというふうに考えますけれども、苫小牧市における就学環境の充実について、道教委としては、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○**内田尊之副委員長** 学校教育監村上明寛君。

○**村上学校教育監** 今後の取り組みについてでございますが、苫小牧市への特別支援学校の整備につきましては、これまで、苫小牧市や苫小牧地方総合開発期成会から熱心な御要望をいただいております。さらに、昨年、苫小牧市教育委員会から、活用施設について具体的な提案がなされたところでございます。

道教委といたしましては、できるだけ身近な地域において専門的な教育を受ける機会を確保するという観点で、必要な受け入れ体制の整備を進めてきており、苫小牧市からの要望に対しましては、東胆振、日高地区全体における、障がいのある児童生徒の就学状況や今後の在籍者数の推移、さらに、新たに策定する基本方針の内容を踏まえるほか、苫小牧市内を通学区域としている平取養護学校の役割や機能等を十分考慮しながら、学校の配置など、就学環境の充実に向けた検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○**沖田清志委員** 財政的な部分とか、さまざまな課題もあるとは思いますが、ぜひ、早急な苫小牧市への設置について御検討いただくようお願いをしておきたいと思っております。

最後に、学校給食費についてお伺いをいたします。

学校給食費の会計方式は、大きく分けて、市町村が直接管理するなどの公会計と、学校長が取りまとめて管理するなどの私会計があるというふうに思いますが、金銭の事故の防止とか、会計の透明性の向上などを目的に、公会計が望ましいとして、平成25年に、我が会派の同僚議員から、そうした点も指摘しながら質問させていただいたところであります。

現在、この会計方式はどのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

○**内田尊之副委員長** 健康・体育課長宮岡孝博君。

○**宮岡健康・体育課長** 公立小中学校における公会計の状況についてでございますが、国におきましては、学校給食費について、自治体の歳入歳出予算に計上する方式を公会計方式、それ以外

を全て私会計方式と区分しているところをごさいますて、本道の状況につきましては、平成28年5月1日現在、学校給食を実施している全道の179市町村のうち、給食費を徴収しているのは167市町村であり、このうち、公会計処理をしている市町村は85市町村、割合で51%、私会計処理をしている市町村は82市町村、49%となっているところをごさいます。

○**沖田清志委員** 公会計、私会計、それぞれ約半数ずつということですがけれども、これは指摘してから4年間たつわけです。この間、どれくらい私会計から公会計に移行されていますでしょうか。

○**宮岡健康・体育課長** 公会計化した市町村の数についてでございますが、平成25年当時、学校給食費を無償化している市町村を含め、公会計方式の市町村は94市町村であったところでございますが、平成28年5月1日現在では97市町村と、3市町村増加したところでございます。

○**沖田清志委員** 3年間で3市町村しか公会計に移行していないということで、なかなか効果があらわれていない。これは、それぞれの市町村が判断することですから、何とも言えないのですけれども、やはり、金銭の事故の防止とか、会計の透明性の向上という点でいけば、もっともっと多くてもいいのかなというふうに思います。

特に、問題の一つに、金銭の紛失等の事故があるわけですがけれども、学校給食費を学校で徴収している現場の中には、いまだに教員の方々が現金で集金しているところがあると聞いております。その場合、教員にとっても大きな負担を伴うというふうにも考えるわけですがけれども、道内の徴収方法はどのような状況なのか、お伺いをいたします。

○**宮岡健康・体育課長** 給食費の徴収方法についてでございますが、平成28年5月1日現在、給食費を徴収している道内の167市町村のうち、口座振替等の方法で徴収している市町村は114市町村、割合で68%、口座振替等と現金を併用している市町村は47市町村、28%、現金のみで徴収している市町村は6町村、4%となっているところでございます。

○**沖田清志委員** 私は、もともと、公会計への移行については、先ほどから申しておりますように、会計の透明性の向上ということで捉えていたのですけれども、最近では、学校現場、特に教員の皆さんの負担が大きいということで、業務軽減の観点から国でも見直しがされているというふうに伺っています。現在、国の考え方はどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

○**内田尊之副委員長** 指導担当局長岸小夜子君。

○**岸指導担当局長** 公会計化に関する国の考え方についてでございますが、国におきましては、昭和32年及び39年に当時の文部省が示した行政実例により、これまで、学校給食費を公会計にするか、私会計にするかは、設置者である市町村の裁量によるものとしてきたところでありましたが、昨年6月の、学校現場における業務適正化に向けた報告におきまして、学校現場の負担の軽減等の観点から、学校給食費などの徴収・管理業務については、教員の業務としてではなく、学校を設置する地方自治体がみずからの業務として責任を負っていくことが望ましいと示されたところでございます。

なお、本年8月には、中央教育審議会の緊急提言の中で、学校給食費の公会計化を進めるなど

【第2分科会 10月3日 第4号】

して業務改善に努めるよう示されたところであり、これを受け、文部科学省では、平成30年度予算の概算要求に、自治体による徴収、管理の課題の解決方法等の調査研究を行い、その実践、成果等も踏まえ、学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインを作成することを盛り込んでいると承知しております。

○**沖田清志委員** 今まで、ぜひ公会計への移行を進めてくださいという趣旨で質問してまいりました。

ただ、一方では、これまで、学校で把握することによって、給食費の1カ月とか2カ月の未納というケースが出てきたときに、児童生徒の家庭状況の変化がすぐにわかって、臨機応変に対応できるというメリットもあったと思うわけであります。

それが、公会計化によって、それぞれの教育委員会が徴収することになりますと、その把握ができなくなって、家庭環境の変化に直ちに対応できなくなるなどのデメリットも生じる懸念があるわけですが、このことについてどう認識されているのか、お伺いをいたします。

○**宮岡健康・体育課長** 公会計化に伴う影響などについてでございますが、学校給食研究大会などにおきまして、学校給食の関係者からは、公会計化にかかわって、学校給食などの学校納付金の納入状況などから就学援助が必要な家庭を把握できる場合もあること、学校が徴収や督促の業務を行わないことで未納者が増加するおそれがあることなど、学校が、直接、学校給食費を取り扱う必要があるという意見や、市町村が徴収・管理事務を行うためには新たな体制整備やシステム構築が必要となり、経費を要するといった意見もあるところでございます。

○**沖田清志委員** メリットとデメリットの双方をしっかりと認識されていることと思います。そうしたことを踏まえまして、学校現場における教員の業務軽減のため、この取り扱いについては、国の見直しを待たなくてもできるのではないかなというふうに私は思います。

ですから、既に4年前から指摘をして、それぞれ市町村教育委員会に対してそうした指導も行ってきたはずでありますから、ぜひ、一日も早く公会計化に向けた指導を徹底していくべきと思いますけれども、道教委としての御見解をお伺いいたします。

○**内田尊之副委員長** 教育長柴田達夫君。

○**柴田教育長** 今後の対応についてでございますが、学校給食費の公会計化については、会計処理の透明性の向上や、徴収事務、督促に係る学校現場の負担軽減、さらには、金銭事故の防止などが期待されますことから、道教委では、これまで、市町村教育委員会に対し、学校給食費の公会計化など、会計処理方法を見直し、改善に努めるよう通知を発出するとともに、毎年8月に実施しております北海道学校給食研究大会において、公会計に円滑に移行した事例の紹介や、学校給食費の公会計移行のための事務のあり方などについて、検討を進めてきたところでございます。

今後は、市町村教育委員会、学校における給食費管理の実態や課題などをより詳細に把握するとともに、作成が予定されております国のガイドラインなども踏まえながら、学校給食費の公会計化に向けた取り組みを、引き続き、市町村教育委員会等に対して働きかけてまいる考えでございます。

います。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 終わります。ありがとうございました。

○**内田尊之副委員長** 沖田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

中野秀敏君。

○**中野秀敏委員** 今、沖田委員からも、これからの高校づくりに関する指針について、それぞれ質問があったところでありますけれども、私は、その中における高校入学者選抜の改善について、数点お聞きをしたいというふうに思うところであります。

これまで、本道においては、一部の高校で、道外からの入学者を受け入れてきていると承知しているところでありますけれども、今回の新しい指針の中において、推薦による入学者の受け入れの拡大について検討すると示されているところであります。

初めに、これまで、本道において、推薦入試による道外からの入学者を受け入れた経緯についてお伺いをしたいというふうに思います。

○**内田尊之副委員長** 高校教育課長山本明敏君。

○**山本高校教育課長** 道外からの出願の受け入れについてでございますが、道教委では、これまで、本道の基幹産業である農業や水産業を支える人材を育成する観点から、自然環境等の特色を生かし、全国的にも高い水準の教育実践を行っている高校の農業科や水産科などの一部の学科におきまして、平成21年度の入学者選抜より、道外からの生徒の出願が可能となるよう、改善を図ったところでございます。

道外からの出願の受け入れにつきましては、各学校において、寮や下宿等による地域の受け入れ体制、道内の受検者への影響、継続的な受け入れの可否などを踏まえて検討するよう指導してきており、各学校の検討結果に基づき、各年度ごとに道教委が決定することとしております。

○**中野秀敏委員** 平成21年度から、農業科あるいは水産科ということで、まさに北海道の特性であるところで受け入れをしているとのことでありますけれども、多分、入学者が少ない状況も考慮されたのではないかなというふうな感じがしないわけではありません。

平成21年度からということでありますけれども、私の地元にある名寄産業高校においても、道外からの入学生がいるところであります。

先ほど沖田委員から話もあったように、地域の方々は、子どもが少なくなっている状況にありながらも、高校は地域の核であり、子どもたちを取り巻く環境を少しでも整えるということで、それぞれの公立高校を守ろうとしていますし、道教委の職員の皆さん方も、そういう答弁をずっとされているので、そのとおりで思うところであります。

それで、推薦入試による募集人員は5%ということはお聞きをしているところであります。

名寄産業高校については、私も校長先生とお話をしたことがあるのですがけれども、酪農科学科の定員は40人で、5%というと2人でありまして、ことしの春も、五、六人の方々が希望されて2人しか推薦で受からなかったというのは、この決まりからいくと当然なわけであります。

【第2分科会 10月3日 第4号】

それで、残りの方々は、産業高校に入りたいがゆえに、再度、本州から一般受検に来られているのです。そういった状況が起きているわけでありますけれども、父兄としても、旅費が1回分余計にかかっちゃうということになります。推薦で1回で受ければ、1回分の旅費は要らないわけであります。

そこで、道外からの出願者の中で、推薦入試において不合格となって、再出願により入学した方のデータは当然とっていると思うのですが、それをお聞きしたいわけであります。

○山本高校教育課長 再出願による合格についてでございますが、道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項におきまして、道外から出願があった者のうち、推薦入学者選抜で合格内定とならなかった者については、道外からの出願を受け入れる学科の中で、当初出願した大学科と同一の大学科の学科への再出願を認めております。

今年度は、道外からの出願を受け入れている17校のうち、9校に対して22名の当初出願があり、合格内定とならなかった10名のうち、6名が再出願し、学力検査等による選抜の結果、全員が合格をしております。

○中野秀敏委員 私も、意見交換の中でそれぞれお話をお聞かせいただいたのですが、近年の3年間で17校、その前が16校、平成21年が13校ということで、毎年、希望をとっているということですが、希望をとる学校は限られていて、固定化してきている状況だと思います。

それで、資料を見ますと、この17校の中で、道外ではなくて、通常の欠員数がゼロというのは3校しかないのですね。17校が受け入れているところでありますけれども、欠員数がゼロというのは、音更高校、小樽水産高校、帯広農業高校の3校で、ほかの14校は全て欠員状況にあるわけでありますので、やっぱり、生徒が少ないということであります。

ここに、検討するということが出ていますので、非常にありがたいなとも私は思うわけでありますけれども、こういった部分は、そんなに時間をかけなくても、それなりのデータもありますし、生徒を集めたいと地元も校長もそう思っておりますので、その思いというか、そういったことについて、この指針は来年3月に決定して走り出すということでありますから、早急に進めるべきだと思うところであります。

そこに大きな経費がかかるというようなことは余り考えられないと私は思うのです。学校を直さなきゃならないとか、改築をしなきゃならないという状況ではないですし、まさに、ソフトの部分での改革をしていけばいいと思うところであります。

この指針の中で、そのようなことをうたっているわけでありますけれども、今後、どのような見通しを持って進めようとしているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○内田尊之副委員長 教育長柴田達夫君。

○柴田教育長 道外からの出願の受け入れについてでございますが、道教委では、現在、策定作業を行っております、これからの高校づくりに関する指針の素案において、道外からの推薦による入学者の受け入れの拡大について検討を行うことといたしており、現在、他県における事例などを収集しているところでございます。

今後、道外からの出願を受け入れている道立高校における、これまでの出願者や合格者などの状況、道内の受検者への影響などを踏まえながら、受け入れ数や対象とする学校のあり方について検討を行い、年度内を目途に策定することとしております新たな指針のもとで、平成30年度のできるだけ早い時期に具体的な方向性を示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中野秀敏委員 平成30年度のできるだけ早い時期という御答弁をいただいたところであります。

名寄を宣伝するわけではないのですけれども、名寄は東京の杉並と交流を持っているものから、そこを介して、ことしの8月には、校長と市長が、産業高校の酪農科学科を守ろうとして、募集のために幾つかの学校を回っているのですね。

そういった状況というのは名寄だけではないと思うのです。それぞれ、少しでも生徒を集めたい、そして、学校を守りたいという思いがあるわけでありまして。先ほどから、地域と十分話し合うという答弁も出ていますけれども、道教委として、そういう部分について、もう少し骨を折って取り組んでいただきますよう指摘して、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○内田尊之副委員長 中野委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

広田まゆみ君。

○広田まゆみ委員 私から、まず、ヘリテージマネージャー制度の今後の取り組みについて伺います。

まず、現在の取り組み状況や人材育成の実績などについて伺います。

○内田尊之副委員長 文化財・博物館課長小松智子君。

○小松文化財・博物館課長 ヘリテージマネージャーの養成などについてであります。ヘリテージマネージャーは、歴史的建造物の保存活用に係る専門家で、建築士会を中心に、全国で育成講座が開催されておまして、本道におきましては、北海道文化財保護協会や北海道建築士会などで構成する北海道文化遺産活用活性化実行委員会が、国の助成を受けて、平成26年度から認定講座を実施しているところでございます。

委員会におきましては、60時間の講座を受講し、文化遺産や歴史的建造物等の修理の技術、活用方法等に関する専門知識を備えた建築士や学芸員などをヘリテージマネージャーとして認定するほか、北海道独自の取り組みとして、30時間の講座を受講し、ヘリテージマネージャーなどと連携して保存活用に向けた提案などを行う人材を、一般市民も対象に、ヘリテージコーディネーターとして認定しております。

この結果、平成26年度から28年度までの3年間で、75名のマネージャーと31名のコーディネーターが登録されているものと承知しております。

○広田まゆみ委員 今後の活用と制度の意義などについてですけれども、私としては、日常的なまちの風景の中で、文化的意義を子どもたちが感じるということが重要だと思っております。

【第2分科会 10月3日 第4号】

そのためにも、こうしたヘリテージマネージャーなどの人材育成、あるいはその人材を活用するための仕組みの構築、実践への支援などが重要と考えますが、見解を伺います。

○内田尊之副委員長 生涯学習推進局長大川祐規夫君。

○大川生涯学習推進局長 事業の意義などについてでございますが、この事業は、歴史的な文化資源の魅力や価値を、地域の人たちの目で掘り起こし、まちづくりに生かすことができるスキルを持った人材を育成する民間主導の意欲的な取り組みでございます。文化財の保存活用の観点からも意義あるものと考えているところでございます。

このため、道教委といたしましては、文化財保護制度などに関する講座の講師としての職員の派遣などを行っているところであり、今後も引き続き、こうした民間の取り組みと積極的に連携を図りながら、地域における文化財の保護と効果的な活用を支援してまいりたいと考えてございます。

○広田まゆみ委員 建築士会が中心になっているのに、建設部が全く積極的じゃないのは大変残念に思っているところです。

教育庁としては、講師などの派遣を行っているということですが、やっぱり、実際のフィールドでもって、こうした人材が育成、活用できるようなことを考えていただきたいと思えます。広義の文化資源の活用などということで、例えば、開拓の村、100年記念施設の整備もいろいろと検討されておりますので、そうしたことも含めた関係部との連携について指摘して、次の質問に移りたいと思えます。

次に、北海道における修学旅行等のあり方及び体験活動の推進に関して、小中学校における修学旅行の現状についてです。

修学旅行は、物見遊山や観光旅行に終わらない、学校外での教育活動であると承知はしてはいますが、現状について、道内の小中学校における修学旅行の行き先や内容を伺います。

○内田尊之副委員長 義務教育課長波岸克泰君。

○波岸義務教育課長 小中学校の修学旅行についてでございますが、平成28年度の道内の公立小中学校の状況として、主な行き先については、小学校は、札幌市を含む道央、函館市を含む道南の順に多く、それぞれ、52.0%、11.3%となっており、中学校は、東京都を含む関東、札幌市を含む道央、岩手県、宮城県などの東北の順に多く、それぞれ、29.5%、23.4%、21.4%となっております。

また、内容につきましては、小学校は、名所旧跡、博物館等の見学、グループによる自主的な調査研究、ものづくりなどの体験活動の順に多く、それぞれ、88.5%、70.7%、60.3%となっており、中学校は、名所旧跡、博物館等の見学、グループによる自主的な調査研究、アミューズメント施設の活用の順に多く、それぞれ、95.0%、92.5%、41.2%となっております。

○広田まゆみ委員 次に、高校における現状について伺います。

道としても、グローバル人材の育成に力を入れていると承知していますが、高校の修学旅行について、海外も含め、行き先や内容について伺います。

○内田尊之副委員長 高校教育課長山本明敏君。

○山本高校教育課長 高校における現状についてでございますが、平成28年度の道立高校における行き先につきましては、京都、奈良、東京の順に多く、それぞれ、84.3%、67.2%、51.5%となっております。

また、内容につきましては、各学校が、修学旅行の狙いや教育的意義などを踏まえ、創意工夫して計画しており、従来行われていました、歴史や文化を学ぶための、神社仏閣、史跡などの訪問に加え、学科の特性、生徒の進路希望等を踏まえた大学や企業等への訪問、現地の自然との触れ合いを深めるための自然体験学習プログラムなどの多様な取り組みが行われているところでございます。

また、道立高校における海外での修学旅行の状況につきましては、昨年度、5校において実施され、訪問国は、台湾、アメリカ、カナダとなっており、現地の高校との国際交流やホームステイなどが行われているところでございます。

○広田まゆみ委員 行き先の多くが、京都、奈良、東京と、修学旅行のゴールデンコースみたいなところでありますけれども、北海道の未来のために高校生が学ぶところが果たしてここなのかということに私自身は少し疑問を持つところであります。

修学旅行の意義についてですが、私自身は、修学旅行の意義の再検討が必要だと思っています。

ちょっと調べましたら、修学旅行の最初は、東京師範学校の徒歩による遠足から始まったと聞いています。

修学旅行がスタートしたころの時代背景と、子どもたちを取り巻く環境、課題は大きく変化していると考えますが、文科省として、遠足、修学旅行をどのように位置づけているのか、改めて伺いたいと思います。

また、各学校の創意工夫により計画、実施されるとは承知をしていますが、北海道教育庁としては、修学旅行の意義と課題についてどのように考え、今後、どのように取り組まれる考えか、伺います。

○山本高校教育課長 修学旅行の意義などについてでございますが、修学旅行は、学習指導要領において、特別活動の旅行・集団宿泊的行事等に位置づけられており、平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活のあり方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこととしております。

道教委といたしましては、修学旅行は、集団行動を通して人間的な触れ合いを深めることはもとより、歴史や文化等を直接見聞することにより、各教科の学習の充実にもつながるほか、自主研修、事前・事後学習を位置づけることで、児童生徒の主体性や学習意欲を高めるなどの教育的意義があるものと考えておりますが、一部ではございますが、アミューズメントパークの見学に1日を費やしている学校も見られることが課題でございます。

今後におきましては、各学校が、日ごろの学習との関連性にも留意しながら、修学旅行の狙いを達成するよう、学校や市町村教育委員会に対しまして、体験的な学習を取り入れた効果的な事

例を示すなどして指導助言し、修学旅行の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

○広田まゆみ委員 今、体験的な学習を取り入れた効果的な事例を示すなどの方向性が示されましたけれども、私も、この間、自然保育の充実など、体験活動の推進について、何度か御議論させていただいたところであります。

近年、家族形態の変化とか、貧困の問題も取り沙汰されておまして、家庭の経済状況の格差などから、中央のほうでも必要としている遊び環境の保障とかアウトドア体験についても格差が出ているということが明らかになっています。

修学旅行は、貴重な体験活動の機会だとは考えていますし、アウトドアなどの体験活動は、私としては、本来であれば、学校だけではなく、幼少期から親子を含めて多様な場で提供されることが必要ではないかと考えているところです。

私自身が、自然保育を行っている幾つかの現場で実感することですが、大体、親御さんが御一緒されるのですけれども、今、多くの場合、親になってから初めて子どもを抱く、子どもと触れ合うという実態が見受けられまして、自然保育を通じて、親が親として成長していくという現場にも向き合っているところであります。

そういう意味では、今までのような、子どもたちだけの集団による教育旅行などよりも、新たな休暇制度などを活用した、自然体験を基本とする親子合宿とか家族旅行のようなあり方が今後奨励されるべきだと考えるところです。

北海道では、道立青少年体験活動支援施設において、自然体験を初め、さまざまな体験活動が提供されていると承知しておりますが、親子を含めた、幼少期の子どもを対象とした体験活動について、現状と、今後、どのように取り組まれるのか、伺います。

○内田尊之副委員長 教育長柴田達夫君。

○柴田教育長 体験活動の推進についてでございますが、乳幼児期からの、家庭や地域、あるいは自然の中で行われるさまざまな体験活動は、自立心や協調性など、社会を生き抜く上で必要となる基礎的な能力を養い、子どもたちの豊かな人間性を育む上で重要なものであると認識いたしております。

こうしたことから、全道に6カ所ございます道立青少年体験活動支援施設ネイパルにおきましては、例えば、森の中で動植物を観察する自然体験や、野菜の植えつけから収穫までを行う農作業体験、あるいはカヌーやサイクリングといったスポーツ体験など、親子を対象とした、さまざまな体験活動について取り組んでいるところでございます。

道教委といたしましては、今後も、各ネイパルにおいて、地域の豊かな自然を生かした体験活動や、親子を対象とした体験プログラムなどの開発、実施に努めますとともに、市町村における取り組みの充実を図るため、研修会などの機会を活用し、体験活動の意義、実践事例、指導方法に関するきめ細やかな情報提供を行うなど、本道における体験活動が一層促進されるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

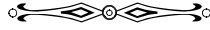
以上でございます。

○**広田まゆみ委員** 終わります。

○**内田尊之副委員長** 広田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩



午後2時49分開議

○**松山丈史委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

内田尊之君。

○**内田尊之委員** それでは、私から、本定例会に提案されている補正予算のうち、特別支援学校施設整備費として計上されております経費に関し、以下質問いたします。

今回提案されている補正予算では、配置計画に基づき、道南圏及び釧根圏の受け入れ体制の整備のため、既存校舎を活用した高等支援学校を整備するとして、6900万円余りの予算が計上されており、このうち、道南圏では、函館稜北高校を活用して4学級、釧根圏では、釧路鶴野支援学校を活用して3学級の新設を行い、ともに平成31年4月の供用開始を目指すとしております。

初めに、配置計画の策定に当たり、道南圏と釧根圏のそれぞれについて、どのような検討を行った結果、今回の施設選定となったのか、お伺いいたします。

○**松山丈史委員長** 特別支援教育課長山本純史君。

○**山本特別支援教育課長** 道南圏及び釧根圏における整備の考え方についてであります。今回の配置計画の策定に当たっては、道南圏及び釧根圏における平成31年度の間口整備に向け、対象となる圏域内の小1から中2までの特別支援学級在籍者数、直近3年間の高等支援学校への出願の動向、中学校の通常の学級や特別支援学校中学部からの出願の実績、他の圏域から、または他の圏域への出願の状況などについて把握、分析を行ったほか、7月には、道南圏では七飯町、釧根圏では釧路市において説明会を開催し、参加者の意見、アンケート結果を参考とするなど、できる限り生徒や保護者のニーズの把握に努めながら整備の内容を検討してきたところであります。

こうした検討の結果、自宅からの通学の希望の高まりや、既存施設の効果的な活用などを考慮し、道南圏及び釧根圏において、高等支援学校への進学希望者が最も多く居住する地域である函館市及び釧路市において、既存施設の活用や増築により整備を行うこととしたところであります。

○**内田尊之委員** 今回の配置計画を策定する過程において、それぞれの圏域で、複数の自治体から、障がいのある子どもの就学環境の整備や、地域における特別支援教育の充実などを目的として、地元への高等支援学校の整備の要望があったと承知しております。

しかしながら、結果として、活用施設が圏域内の1カ所となるため、要望がかなわない地域が生じることとなりました。

そこで、近年の状況として、道教委が示した、高等支援学校の新設整備や間口増の方針を受け、道教委に対し、地元への学校の整備の要望を表明した市町村がどの程度あったのか、ここ5年間の実績をお伺いいたします。

○山本特別支援教育課長 高等支援学校の整備に関する市町村からの要望についてであります。過去5年間における圏域ごとの状況として、道央圏では、平成26年度から本年度までの4年間、江別市から、道南圏では、27年度から本年度までの3年間、函館市及び今金町から、道北圏では、25年度、26年度及び28年度に旭川市から、十勝圏では、25年度に、音更町、上士幌町、新得町、広尾町、本別町の5町から、釧路圏では、25年度と26年度に釧路市から、27年度に標茶町から、27年度と本年度に根室市から、それぞれ要望があったところであります。

これまでの市町村からの要望に関し、各年度の配置計画において、旭川市、新得町及び函館市で学校の新設整備を行うことを示し、釧路市で既存校の間口増を行うことを示したところであります。

○内田尊之委員 各圏域で、複数の自治体から要望があったとのことですが、道南圏におきましては、私の地元の檜山管内でも、今金町が、平成27年度から継続して今金高等養護学校の間口増等を要望しており、本年度は、檜山管内や渡島管内の自治体の11町による連名での要望をさせていただきました。

その要望の内容は、寄宿舍教育の機能や役割の強化と、オール今金で支援している今金高等養護学校の間口増であり、具体的には、道南圏で唯一、寄宿舍を併設する今金高等養護学校において、寄宿舍を必要とする子どもたちの就学を保障することや、今金町が官民を挙げて行っている、学校の教育活動支援や就労支援を通じ、多くの障がいのある子どもたちに生活力や自立する力を身につけさせ、就労に結びつけようとするものであり、そのために、今金高等養護学校を1間口増とし、1学年4学級の学校としたいというものであります。

道教委では、今金町が、これまで、まちぐるみで取り組んできた障がい者福祉施策やこの要望について、どのように捉えているのか、伺います。

○山本特別支援教育課長 今金町の取り組みなどについてですが、今金高等養護学校では、学校の教育活動や生徒の就労に関し、今金町、町の経済団体、町民の皆様などからさまざまな支援をいただいております。そうした支援を受けることにより、現場実習、各種行事、部活動の充実や就労機会の拡充などが図られているものと認識しております。

また、今金町では、平成26年に、道立高等養護学校所在町村交流・連携の会を立ち上げ、関係する町村に参画を呼びかけ、就労支援等の情報共有を図るなど、自治体による学校支援の取り組みが多く地域に広がるよう、リーダーシップを発揮されているところであります。

道教委としては、今金町が、障がい者施策を積極的に推進する方針を有し、圏域内で唯一、寄宿舍を持つ高等支援学校を設置する自治体として、寄宿舍の教育的効果を生かして教育の充実を図ろうとする高い意識のもと、地域の特別支援教育のさらなる充実を目指すという考えで、今金高等養護学校の間口増を要望されているものと認識しております。

○内田尊之委員 寄宿舎の役割についてでありますけれども、道教委が配置計画と同時に公表した、説明会における主な意見及び道教委の考え方によると、道南圏と釧根圏の両方において、多くの方々が、寄宿舎を併設する学校を整備してほしいという意見を述べている現状があります。

道教委が、自宅から通学したいという多くの生徒や保護者のニーズを踏まえて、できるだけ身近な地域で教育を受ける機会を確保するという観点から、進学希望者が多い地域での学校を整備を優先させていることについては、それも一つの合理的な理由であるとは一定の理解をいたします。

ただ、一方で、障がいのある子どもの中には、寄宿舎において規律ある生活や社会性を身につけたい、集団生活を通じてコミュニケーション能力を身につけたいといった前向きな理由で入舎を希望されている生徒や、家庭の事情などにより、寄宿舎で生活することを余儀なくされている生徒も少なからずいると聞いております。

寄宿舎を併設する高等支援学校は、各圏域内で最低1校が整備されていると伺っておりますが、生徒、保護者のニーズや各家庭の事情が多様化する中、寄宿舎を併設する学校の機能を充実させていくことも重要と私は考えますが、見解を伺います。

○山本特別支援教育課長 寄宿舎の整備等についてであります。道教委では、自宅から通学することが困難な生徒への対応のため、22校の道立高等支援学校のうち、12校に寄宿舎を設置しておりますが、近年は、できるだけ身近な地域で専門的な教育を受ける機会を確保するという考え方のもと、自宅からの通学ニーズに応えるため、圏域の中で進学希望者が数多く居住する地域において、寄宿舎を併設しない、いわゆる通学型の学校を整備してきております。

道教委としては、配置計画の策定に当たり、新たな学校を整備を必要とする場合において、圏域内の特別支援学級在籍者のうち、居住地から遠いために高等支援学校への通学が困難な生徒の数を把握するなどして、就学の機会の確保に努めており、今後においても、寄宿舎を必要とする生徒の把握や、寄宿舎併設校の間口整備等を通して、適切な教育環境の確保に努めてまいります。

○内田尊之委員 今回の配置計画の策定の過程において、道教委が7月に七飯町で行った、保護者等を対象とした説明会では、圏域内における小3から中3までの7学年にわたる特別支援学級在籍者数が提示されました。

それによりますと、道南圏では、現在の中学2年生が103人で最も多く、中学1年以下の学年では、中2の在籍者数の103人を超えない状況が続くことが示されております。

この状況を見ると、現在の中学2年生が高等部に進学する平成31年度以降、圏域内では新たな間口を整備する可能性は少ないとも考えられますが、見解を伺います。

○山本特別支援教育課長 道南圏における今後の間口整備についてであります。道南圏においては、知的障がい及び自閉症・情緒障がい特別支援学級における現在の中学2年生の在籍者数は103人であるのに対し、小3から中1までの各学年の在籍者数は平均で約81名と、22名程度下回っておりますが、これまでの例を見ると、学年が上がるにつれて在籍者数が増加する傾向があ

【第2分科会 10月3日 第4号】

り、例えば、道南圏では、現在の中学3年生は、小3当時に比べ、40人、80%の増加、現在の中2は、小3当時に比べ、34人、49%の増加、現在の中1は、16人、24%増加しており、このことから、中2以下の現在の在籍者数についても、今後、学年の進行に伴って増加する可能性があります。

また、現在の小学2年生の在籍者数は98人であり、中学2年生の103人と大きく変わらない状況にありますことから、ただいま申し上げた増加傾向を考慮すると、今後も、道南圏において、間口整備を必要とする状況が生じることも考えられるところでございます。

○内田尊之委員 本年1月に実施された高等支援学校の入学者選考で、今金高等養護学校では、1学年の定員の24人を大きく超える38人が出願し、結果として14人が不合格となる状況が生じました。

ちなみに、圏域内のほかの学校の状況といたしましては、函館五稜郭支援学校が定員と同数の出願であり、北斗高等支援学校が定員を下回ったという状況にあります。

今金高等養護学校では、こうした定員超過の出願は過去にもありましたが、今回、これほど大きな超過となった要因としては、大きく2点あると考えられます。

1点目は、今金町が官民を挙げて取り組んでいる学校支援、就労支援の実践が、多くの生徒や保護者に認知され、支持を得たこと、2点目は、圏域内で唯一、寄宿舎を設置する学校として、居住地の関係や家庭の事情で寄宿舎に入舎せざるを得ない生徒や、寄宿舎生活を通じて社会性を身につけたいなどと考える生徒や保護者が多かったことではないかと考えられます。

先般確認したところ、現在、学校が行っている教育相談の状況からは、来年も出願が定員を超過する事態が生じる可能性があるとのことでありますが、道教委では、こうした状況をどのように分析しているのか、伺います。

○山本特別支援教育課長 出願状況の見通しについてであります。今金高等養護学校では、平成27年及び28年に実施した入学者選考で出願が定員を下回っておりましたが、本年は定員を14名上回る出願があり、このことは、地域による充実した学校支援の取り組みへの期待や、寄宿舎入舎を希望する生徒や保護者が多かったことによるものと考えております。

現在、圏域内の各高等支援学校では、来年の入学者選考に向けて教育相談を実施しておりますが、現時点で、全ての学校において定員を超える相談の申し込みがあり、1人の生徒が複数の学校に相談する状況があると考えられますことから、最終的な出願者数を予想することは難しいところですが、高等支援学校への進学を希望する生徒やその保護者が、各学校の特色、卒業生の就労状況はもとより、地域による学校支援、就労支援等の内容を十分理解した上で、適切に進学先を選択することができるよう、可能な限り情報提供に努めてまいります。

○内田尊之委員 先ほど申し上げましたとおり、今金高等養護学校では、本年の入学者選考で多数の不合格者を出しました。特別支援学校で不合格者を出すということ自体、私としては違和感がありますが、不合格となった場合、その後の進路の状況については、一般的な例として、他圏域の高等支援学校へ進学したり、同じ圏域にある養護学校への進学や、中には、高校へ進学する

ケースもあるようであります。

他圏域の高等支援学校への進学の場合はまだしも、養護学校では、就労を希望する生徒が職業学科で学ぶことができず、また、高校に入学するケースともなれば、希望する進路を大きく変えざるを得なくなるという生徒もいるのではないかと考えられ、適切な教育の保障という観点から、改善に向けた検討を行う必要があると考えます。

特別支援学校は、障がいのある子どもたちのための学校であることから、できる限り生徒の進路希望に沿うような形で受け入れ体制を整備する必要があり、施設整備予算についても、このような点を考慮しながら計上すべきであると考えますが、受け入れ体制の確保に関する所見を伺います。

○松山文史委員長 特別支援教育担当局長磯貝隆之君。

○磯貝特別支援教育担当局長 受け入れ体制の確保についてでございますが、道教委では、高等支援学校の整備に当たり、毎年度策定する配置計画におきまして、圏域内における進学希望者数に応じた受け入れ体制になるよう、既存校や新設などにより、定員の設定を行ってきておりますが、年度によっては、特定の学校に出願が集中することにより不合格者が生じて、生徒の中には、当初の希望と異なる高等支援学校や高等支援学校以外の学校に進学する例もございます。

道教委といたしましては、障がいのある子どもが将来の自立や社会参加を目指し、希望する高等支援学校に進学することができるよう、進学希望者数の把握はもとより、本人、保護者のニーズや出願動向等を十分踏まえながら、定員の設定や整備内容について検討を行うなどいたしまして、必要な予算や受け入れ体制の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○内田尊之委員 道教委が行った説明では、間口確保の方法として、五つの基本的な考え方を示しております。その中では、実習先や就労先の確保など、地域による学校への支援のあり方も総合的に勘案するとされております。

今金町においては、今回の配置計画で間口増が実現できませんでしたが、生徒に対するさまざまな支援については、引き続き、積極的に取り組んでいくこととしておりまして、こうした取り組みや寄宿舎入舎のニーズの高まりなどにより、出願者数の定員超過が継続することも考えられます。

例えば、3年連続で、今金高等養護学校の定員超過が継続し、道南圏のほかの学校で定員割れが生じるような場合、圏域内の学校間で間口を増減するような調整を行うことなどについて検討する考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

○山本特別支援教育課長 間口の確保についてでございますが、道教委では、特別支援学校の整備の基本的な考え方として、できるだけ身近な地域において専門的な教育を受ける機会を確保するという観点に立ち、児童生徒の障がいの状況や、本人、保護者のニーズを把握しながら、必要な受け入れ体制の整備に努めることとしており、個々の学校への出願の状況を踏まえた間口の設定につきましては、委員が御指摘の、一定期間継続している状況や、その背景となるニーズなどを十分踏まえながら、配置計画の策定過程において検討する必要があると考えております。

○内田尊之委員 障がいのある子どもが、学校生活や寄宿舎生活を通じて、さまざまなことを学び、一般就労を果たすなど、社会的に自立していくことは、生徒や保護者にとって最大の喜びであり、道教委としても、障がい者施策を積極的に進める市町村と連携しながら、子どもたちの自立に向けた指導や支援を行っていく責務があると考えます。

今回は、道南圏、とりわけ今金町の取り組みについて、道教委の考え方を質問してまいりましたが、子どもたちの自立に向けた道と市町村の連携は、どの地域であろうと普遍的に重要なテーマであると考えます。

そのような考え方を踏まえたとき、道教委として、今後、どのような方針を持ち、高等支援学校を整備していこうとしているのか、最後に教育長に伺います。

○松山文史委員長 教育長柴田達夫君。

○柴田教育長 今後の整備方針についてでございますが、高等支援学校が、障がいのある生徒の自立や社会参加に向け、充実した教育活動を展開していくためには、地域における学校の取り組みへの理解や、実習、就労等についてのさまざまな支援が極めて重要であり、道教委といたしましても、地域と思いを共有しながら、施策の展開を図っていくことが大切であると考えております。

こうした中、今金町におきましては、町を挙げて、学校の教育活動や生徒の就労などに大きな支援をいただいているところであり、学校設置者として大変心強く感じているところでございます。

道教委といたしましては、高等支援学校の今後の整備に当たり、市町村との連携を一層深めるとともに、進学希望者数の把握、分析はもとより、寄宿舎に対するニーズや、実習先、就労先の確保など、地域による支援のあり方なども十分考慮しながら、教育環境の一層の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○内田尊之委員 質問の中でも申し上げましたが、私の地元・今金町では、町役場や商工会などの経済団体、農協、そして町民全員が応援団となって、今金高等養護学校の教育活動や生徒の就労を支えています。

その取り組みの一つとして、町民が出資し、一般社団法人 i・スマイルを設立して、障がい者雇用の推進とサポート体制の強化を図るとともに、障がい者雇用を行う新たな企業を誘致するなど、他地域から入学した生徒がそのまま今金町に就職できる環境を整備しており、年々、取り組みが実を結んでいる状況であります。

こうした取り組みに支えられている今金高等養護学校は、今後も、圏域内で唯一、寄宿舎を有する学校として、障がいのある生徒の自立や社会参加に向けて、町が一体となって教育活動を続けていくものと考えております。

今回の配置計画では、平成31年度の間口増が盛り込まれませんでした。今後は、圏域内の間口設定を、在籍者、生徒が多い地域に機械的に割り振るだけではなく、自治体によるさまざまな

学校支援の取り組みや、その学校に入学したいという生徒の進路希望を最大限考慮するなど、学校個々の状況をよく見定めた中で、間口のあり方を検討するよう指摘し、質問を終わらせていただきます。

○松山文史委員長 内田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

山崎泉君。

○山崎泉委員 それでは、質問させていただきたいと思いますが、まず、ミサイルの発射に伴う児童生徒の安全確保についてということであります。

報道もあり、各議会の中でも質問があったわけですがけれども、北朝鮮による2回のミサイルの発射があって、北海道の上空を通過したということであります。

児童生徒に危険が及ぶということを考えれば、道教委としても、きちっと対応していかなければならないと思いますし、テレビなどの報道とかでの、一部の評論家の話では、この連休明けの記念日といいますか、節目の中で、もしかしたらまたあるのではないかという話も出ているわけです。

きちっと準備をしていかなければならないと思うわけですがけれども、この事案に伴う学校の対応状況などについて、まずは伺いたいと思います。

○松山文史委員長 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）川端雄一君。

○川端学校教育局参事（生徒指導・学校安全） ミサイル発射時の学校等の対応の状況についてでございますが、本年8月と9月の2回のJアラートによる緊急情報の発信を受け、児童生徒の安全確保を最優先するとの校長の判断や、市町村教育委員会によるスクールバスの運行の一時見合わせなどにより、道内の公立学校におきましては、1回目には、小学校で6校、中学校で3校、高等学校で4校、特別支援学校で1校の、合計14校で、また、2回目には、小学校で20校、中学校で16校、高等学校で3校の、合計39校で、始業時間の繰り下げが行われたところでございます。

また、実習船「北鳳丸」がミサイル落下想定地点の北、約500キロメートル付近で資源調査の実習を行っておりましたことから、生徒等の安全確保を優先し、調査を中止して帰港するなどの対応をとったところでございます。

○山崎泉委員 時間帯を考えれば、1回目は午前6時ごろ、2回目は午前7時ごろという話であり、1回目の6時ごろといえ、大体、家にいる時間だと思いますけれども、2回目の7時台というのは、私自身は札幌にいたのですが、まず思ったのは、子どもの登校時間じゃないかということが非常に気になったわけです。

その後いろいろな話を聞いてみますと、中には、例えば、朝練などに行っていた子を親が迎えに行ったとか、ふだんであれば自転車で学校に行くのだけれども、心配になって、車で送ったといった話もあります。

また、小中学生については、情報弱者ということがあります。高校生については、スマホや携帯電話を持っている人もいるし、持っていない人もいますので、絶対とは言えませんが、小

【第2分科会 10月3日 第4号】

中学生に限っては、ほぼ100%、登下校のときには持っていないわけです。昼間なら、まだ、いろんなところがあいていて、人もにぎわっていますけれども、朝ということを考えれば、例えば、田舎とかもそうですし、登下校のときの不安も非常に感じるわけです。

それと、先ほど答弁にもあったとおり、始業時間をおくらせたということについても、もし30分ずれていれば——公共交通もJRも10分ぐらいとまっていたわけですがけれども、そういった部分も配慮していくとか、もしも遠くから来ていて、おくれて来る人たちは、公休遅刻といった扱いにするなど、そういったこともきちっと活用しながらやっていかなければならないと思います。

そこで、登下校のときに起こったらどうすべきかということも道教委として考えていかなければならないと思うわけですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○川端学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 登下校中の児童生徒の安全確保についてでございますが、道教委では、8月に本道の上空を通過した北朝鮮による弾道ミサイルの発射を受け、ミサイル発射に伴う警報が発令された際の対応として、学校の安全管理や児童生徒等の安全確保のための体制の整備を行うよう、道立学校及び市町村教育委員会に周知いたしますとともに、児童生徒が、登下校中に自治体の防災無線等により緊急情報を受け取った際には、各自が近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難するなどの行動をとるよう指導してきたところでございます。

しかしながら、登下校中には緊急情報を受け取れない児童生徒がいることも考えられますことから、例えば、登下校時の見守り活動等に従事している地域住民等に避難誘導の協力を得るなど、地域の実情に応じた対応策の検討について、市町村教育委員会や学校に対して働きかけるとともに、知事部局と連携するなどして、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○山崎泉委員 答弁の中で、見守り活動などということで、地域の活動として普及、推進しているわけですがけれども、場所も限定的だったり、時期も限定的だったり、全ての学校が行っているわけじゃないですから、そういった意味でも、対策を考えていかなければいけないのではないかなと思うわけです。

それと、学校にいる間にそういったことが起きる場合もあるわけです。道では、地震だとか、さまざまな災害に関する避難訓練などを行っているわけですがけれども、道が定めている指定避難施設は9946カ所あるわけです。ただ、これと、Jアラートが作動したときに国民がとるべき行動として避難する先はまた別なわけでありますから、ミサイルに対しての心構えというか、どういった対策をとったらいのかということについて、ほかの災害と同じように考えないで、きちっと対策をしていかなければならないと考えるわけですがけれども、道教委の見解をお伺いしたいと思います。

○松山文史委員長 学校教育局長北村善春君。

○北村学校教育局長 学校における児童生徒の安全確保等についてでございますが、学校の教育活動は、校舎内に限らず行われておりますことから、校舎内においては、ドアや窓を全て閉め、児童生徒をドアや窓ガラスから離れて座らせることや、校庭等にいる児童生徒を速やかに校舎内

に避難させること、また、校地外で活動している場合には、近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難させることなど、道立学校等に対してさきに周知した内容について、指導を徹底する必要があると考えているところでございます。

道教委といたしましては、児童生徒の安全確保のための対応等につきまして、全教職員で共通理解を図りますとともに、児童生徒の実態に応じた安全教育を行うことが重要であると考えておりますことから、今後、各学校が、自治体の危機管理部局と連携しながら、避難訓練などの機会を活用して、ミサイル発射時の対応のポイント等についても児童生徒に指導するよう、市町村教育委員会や学校に対して働きかけてまいる考えでございます。

○山崎泉委員 なれという言葉もありますが、私が一番懸念していることとして、なれは、こういう緊急時に関しては恐ろしいなという思いでおります。

それで、我々もそうですが、親の世代も戦後生まれの人たちが多い時代ですから、そう考えたときに、大臣の発言の中にも、保護者や子どもを必要以上に不安にさせることのないようにという発言がありましたし、9月8日に文科省から道教委に来た文書の「留意事項」という一文の中にも、「政府としては、国民の安心・安全の確保に万全を期しており、保護者、児童生徒等を必要以上に不安にさせることがないよう十分配慮すること。」と書いてあります。

私は、逆に、なれちゃうことが危険だと思っていまして、そういった事態は非常に危険なのだ、緊急事態なのだという危機感を絶えず持つておくことが必要ではないかなと思います。

私の友人にも、初めの、午前6時にJアラートが鳴ったときは泣いちゃったけれども、2回目は、大丈夫だろうと思ってそのまま寝てしまった人もいますが、もう大丈夫なのだみたいなのが逆に非常に危険だという思いもあるわけです。

そういった意味では、今後の対応に万全を期していかなければならないと思うわけですが、道教委の見解をお伺いしたいと思います。

○松山丈史委員長 学校教育監村上明寛君。

○村上学校教育監 今後の対応についてでございますが、道教委におきましては、ミサイル発射に伴う学校の安全管理や児童生徒の安全確保などについて、道立学校や各市町村教育委員会に周知したところでありますが、今後、同様の事案の発生時に学校などが的確かつ迅速に対応できるよう、現在、知事部局と連携しながら、ミサイルが発射された際の初期対応や、近くにミサイルが落下し、児童生徒や校舎等に被害があった場合の対応、児童生徒に事前に指導する際のポイントなどにつきまして、より詳細に位置づけた、学校における危機管理の手引を作成しているところでございます。

道教委といたしましては、今後、こうした手引を市町村教育委員会や学校に速やかに周知いたしますとともに、各学校の危機管理体制の整備について働きかけるなどして、緊急時の児童生徒の安全確保が図られるよう、より危機感を持って取り組んでまいります。

○山崎泉委員 手引を作成しているということですが、連休明けにもまた発射という報道もありますから、ぜひ、一刻も早く周知徹底していただきたいなと思っております。

【第2分科会 10月3日 第4号】

次に、主権者教育について質問してまいります。

これから衆議院選挙があるわけでありませけれども、選挙権年齢が引き下がって、参議院選挙の前にも私は文教委員会で質問させていただきました。

20代前半は投票率が非常に悪いわけですが、高校生のときから選挙を意識するということは非常に大切なことだと思ひ、投票率の向上という意味で、道教委としても取り組んでいかなければならないという質問をさせていただきました、

さまざまな取り組みをやっていることは承知しているわけですが、昨年7月10日に行われた参議院選挙においては、18歳の投票率が、全国平均で51.28%、北海道では46.7%という結果でありましたが、道教委としては、この投票率をどのように受けとめているのか、まずはお伺いいたします。

○松山丈史委員長 高校教育課長山本明敏君。

○山本高校教育課長 参院選の投票率についてでございますが、平成27年の法改正により、将来、我が国を担っていく世代である若い人々の意見を政治に反映させていくことが望ましいという考え方にに基づき、18歳以上に選挙年齢が引き下げられた中、昨年7月の参院選において、新たに選挙権を有した本道の18歳の投票率は46.7%であり、全国と比較すると約4.6ポイント低く、また、北海道全体の投票率との比較でも約10.1ポイント低いという結果であったところでございます。

道教委といたしましては、生徒が、政治参加の重要性や選挙の意義について理解を深め、有権者として、みずからの判断で権利を行使することができるよう、指導の充実に一層努める必要があると考えております。

○山崎泉委員 昨年は、7月10日という時期で、学校祭があったり、投票に行ける対象者が少ないということもあったわけですが、今回行われる衆議院選挙では、投票する該当者が前回に比べれば多いのと同時に、3年生の部活などが終わっているところも多いということがあります。ただ、例えば、全道レベルの大会とか、受験を控えての対策だとか、平日は親が仕事なので、日曜日に行こうとしても、子どもの行事があるとか、いろいろなことがある中で、期日前投票の必要性など、参議院選挙から今回の衆議院選挙までの期間に、道教委としてはさまざまなことに取り組んできたと思うのですけれども、その取り組みについてお伺いしたい。

○山本高校教育課長 主権者教育の取り組みについてでございますが、道立高校においては、政治的教養を育む教育の充実に向け、公民科において、我が国の民主政治や議会の仕組み、主権者としての政治参加のあり方などについて学習することはもとより、総合的な学習の時間などにおきまして、国の副教材等を活用しながら、地域の課題をテーマとして取り上げ、地方議会の視察や、地域住民の意見を聴取しながら解決策を探る課題研究を行うなど、実践的な学習に取り組んできているところでございます。

また、道教委では、模擬選挙の実施や、公職選挙法の説明などの実践的な学習の充実が図られるよう、選挙管理委員会と連携するなどして、政治的教養を育む教育の充実に取り組んできたほ

か、昨年6月に遠洋航海実習中の水産高校の生徒に係る投票機会の確保について国に要望しており、本年4月に公職選挙法の一部が改正され、洋上投票の対象となる船員に実習生が加わることとなったところでございます。

○山崎泉委員 今月末に衆議院選挙が行われます。生徒はもとより、保護者の理解——保護者自体の年代も投票率が高いわけではないですけれども、18歳、学生時代からいろいろな意味で政治にかかわり、投票するという行為は非常に重要なことだと思います。そういった意味では、より一層取り組んでいく必要があると思うわけですが、道教委の見解をお伺いしたいと思います。

○北村学校教育局長 今後の対応についてでございますが、道教委といたしましては、生徒が、政治参加の重要性や選挙の意義について、より理解を深め、有権者としての権利をしっかりと行使できるよう、計画的、持続的な指導の充実を図ることが重要であると考えておりまして、昨年7月以降も、指導主事の学校訪問や各種研修会等の機会を通じて、各学校を指導してきているところではございますが、このたび衆議院選挙が行われることから、北海道選挙管理委員会とも連携を図りながら、選挙に関する情報収集の方法のほか、期日前投票や不在者投票などの選挙のルールなどを記載した、生徒及び保護者向けのリーフレットを新たに作成、配付するなどして、各学校における一層の指導の充実と保護者等への啓発に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○山崎泉委員 次に、コミュニティースクールについてお伺いします。

先ほども、順調に増加、拡大していているという答弁がありました。

目標数値を見ると、平成29年度に10%というのが道教委が掲げている目標なわけですが、現在の状況についてはどのようなようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○松山丈史委員長 教育環境支援・研修担当課長谷垣朗君。

○谷垣教育環境支援・研修担当課長 コミュニティースクールの導入状況についてでございますが、本年1月1日現在、本道では、幼稚園や認定こども園が4園、小学校が102校、中学校が52校、義務教育学校が3校、高等学校が4校の、合計で、36市町村、165校に導入されており、前年同時期から、20市町村、101校増加いたしました。

今後につきましては、本年3月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法が改正され、コミュニティースクールの導入が教育委員会の努力義務とされたこともあり、本年4月に実施した調査では、45市町村が、来年4月までに新たにコミュニティースクールの導入を予定しているほか、58市町村が、今後の導入について検討していると回答するなど、導入校は今後も増加することが見込まれております。

○山崎泉委員 4月の段階では9.5%ですか。そういうことを考えれば、年度内には、目標をほぼ達成する見通しは立っているのかなと思うわけです。

しかしながら、つくったからいいというわけではなくて、コミュニティースクールの意味といたしますか、役割をきちっと実践しながら、効果として、次の目標設定に向けていかなければならないと思うわけです。

導入された地域、学校において、効果がどのようにあらわれているのか、道教委の見解をお伺いしたいと思います。

○谷垣教育環境支援・研修担当課長 導入による効果についてでございますが、コミュニティースクールを既に導入した学校や地域では、保護者、地域住民等の理解と協力を得た特色ある学校づくりが進んだ、地域住民等が積極的に教育活動にかかわったことにより、教職員の意識改革が進んだなどといった、学校運営の改善充実に加え、学校支援活動に携わっている方々の連携が図られたことで、地域住民同士が学び合う場や機会がふえてきた、地域のさまざまな方が活躍できる場がふえ、地域が活性化したなどといった、地域のネットワークの形成や地域づくりにも効果があらわれてきているものと考えております。

○山崎泉委員 学校運営協議会について、10年ぐらい前からの既存の評議員制度やPTAなど、学校にあるさまざまな組織の中で、評議員との区別がわからないとか、コミュニティースクールはどんなことに使えるのだろうかという声もよく聞くわけです。その理解度という意味でも、まだまだ利活用の仕方が理解できていない部分もあるのかなと感じております。

評議員は、校長先生のアドバイザーということですが、コミュニティースクールについては、前にキャリア教育の話をさせていただいたときに、マネジメント役といいますか、そういった意味でも非常に使えるのじゃないかと私自身は意見として述べさせていただいたわけです。

実際に、学校でもマンモス校になってくると、キャリア教育を導入する中で、例えば、社会人体験学習でも、一般企業をなかなか探せないとか、民間との接点で苦勞している先生方も非常に多いという話を聞くわけです。

十勝では、青年会議所が中心になって、教育委員会にも協力いただいて、連絡協議会の中で、きちっと支援するといいますか、学校支援という形で、かれこれ3年ぐらいたつわけですけども、学校からも非常に評価をいただいている部分があるわけです。

そういった意味では、コミュニティースクールというのは、地域の中での一つの受け皿といいますか、いろんな協力体制というものがありますが、ただ意見を言うだけじゃなくて、連携のマネジメントがとれる一つの糧になっていくのかなと私は思っているわけです。

当時、話を聞くと、教育委員会にしても、行政、例えば市にしても、なかなかそこまでのマネジメントがとれないという話を聞いていたわけですが、学校側も非常に厳しいという話の中で、誰が、どうマネジメントをとっていくのかというのが一番の問題でありますから、そういった部分も含めて、校長先生のアドバイザーという評議員とは違って、コミュニティースクールの役割は絶大だと思うわけです。

その役割について、いろんな意味で理解されるよう、学校運営協議会が行われていると思えますけれども、どのような協議が行われているのかという部分についてお伺いしたいと思います。

○谷垣教育環境支援・研修担当課長 学校運営協議会の役割などについてでございますが、学校運営協議会につきましては、地教行法におきまして、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するものとされているほか、学校運営について意見を述べることや、教職員の任用に関して教育

委員会に意見を述べることができるとされており、道教委では、こうした学校運営協議会の役割について、説明会や研修会などを通じて、学校、行政関係者はもとより、保護者や地域の方々の理解が深まるよう取り組んできております。

既に導入している学校の学校運営協議会では、例えば、地域の子どもたちにどのように育ってほしいか、地域の力を子どもたちの教育にどのように生かしていくかなどについて協議を行い、協議内容を踏まえて、学校と家庭、地域が適切に役割分担をし、地域住民が主体となった放課後学習等の学習支援や、学校と地域の合同避難訓練を実施するなど、目指す子ども像、学校像について認識を共有しながら、地域の特色を生かした取り組みが進められております。

○山崎泉委員 地域の中で、20ぐらいのホームページを見ると、コミュニティースクールを活用された事例というものが出ていますが、それを参考にしながら、地域活動を推進している部分もあると思います。

道教委でも、小冊子といますか、ビラをつくっていて、その中には、「学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる」とか、「教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる」ということも、地域活動とは別に一文としてあります。

そういった意味では、道教委もそうであります。例えば、教職員の中には、個別の人事について、地域の誰かが言って異動があるという人もいるのですけれども、私はそういったことじゃなくて、地域として、こういったものに力を入れたいということや、教員の人たちも、勉強以外でもすぐれた能力を持っている人たちがいるわけですから、そういったものを、いろんな意味での学校の校風というか、地域の個性を生かす意味でも利活用するような——こういった人材が欲しいとか、こういった地域づくり、学校づくりをしたいということについて、学校だけじゃなくて、民間、地域も後押ししながら、道教委に言って、それが道教委の実績となるので、道教委はコミュニティースクールができた地域に対してこんなことをしたという事例が小冊子の中に書いてあるのであれば、そういった事例も示していくべきじゃないかと考えるわけです。

今回は、まだ目標が10%ということでありまして、今後、もちろん拡大していくことになるかと思っておりますけれども、そういった部分では必要性を私自身は感じるわけです。

最後に、来年、目標を設定するわけですが、どのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○松山文史委員長 教育長柴田達夫君。

○柴田教育長 今後の取り組みについてでございますが、コミュニティースクールを既に導入している学校や地域では、学校運営の改善充実はもとより、地域のネットワークの形成や地域づくりなどにも効果が見られており、保護者や地域住民が学校を核とした連携協働に取り組むことは、地域の活力の創出にもつながるものと考えているところでございます。

道教委といたしましては、今後、学校、行政関係者、地域住民等を対象とした説明会や研修会の内容の充実を図り、制度の趣旨や意義等について理解を一層深めていただくとともに、既に導入しております学校や地域の成果を広く普及し、各地域の取り組みについて交流を行うコミュニ

【第2分科会 10月3日 第4号】

ティースクール協議会を開催するなど、本道の全ての地域において、学校と家庭、地域が連携協働し、ともに子どもたちを育て、地域をつくる取り組みが推進されるよう、コミュニティースクールの導入促進や充実に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○松山文史委員長 山崎委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

田中英樹君。

○田中英樹委員 通告に従いまして、以下、教育委員会所管事項についてお伺いいたします。

まず、日本遺産についてであります。

平成27年度から日本遺産の認定制度が始まったところですが、日本遺産の認定は、文化財の保護や活用だけでなく、地域振興や観光振興にもつながるものと考えます。

また、先般、国の文化審議会の調査会から、地域の文化財群を、未指定のものも含めて幅広く捉え、一体的に保存活用していく新たな制度の案が示されました。文化庁は、来年の通常国会へ、この制度を盛り込んだ文化財保護法改正案の提出を目指すとのこととあります。

新制度は、自治体がつくる基本計画を国が認定し、民間とも連携して観光などに活用することで、過疎化、少子・高齢化などで次々と姿を消す未指定の古民家などの保存が図られる効果が期待できるとのこととあります。このような中、道内各地に残る文化財についても、観光資源などとしての活用が大いに期待されるものと考えます。

そこで、以下伺ってまいります。

まず、改めて、日本遺産の趣旨と目的についてお伺いします。

○松山文史委員長 文化財・博物館課長小松智子君。

○小松文化財・博物館課長 日本遺産の趣旨と目的についてであります。日本遺産は、文化財を個別に指定して保存を図るといった従来の仕組みとは異なり、地域に点在する文化財群を面として活用、発信しようとするものでありまして、我が国の文化、伝統を語る魅力あるストーリーを認定し、そのストーリーを語る上で欠かせない有形無形の文化財をパッケージ化して、総合的な活用を図ることをその趣旨とするものでございます。

これにより、情報発信や人材育成、伝統文化の伝承、環境整備などの取り組みを効果的に進め、文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図ることを目的としており、こうした取り組みは観光振興やまちづくりなどにも資するものと考えております。

○田中英樹委員 日本遺産として認定されるのは、個別の文化財ではなく、ストーリーとなっておりますが、どのようなストーリーが日本遺産として認定されるのか、お伺いします。

○小松文化財・博物館課長 日本遺産に認定されるストーリーについてであります。日本遺産として認定されるためには、一つ目には、歴史的経緯や地域の風習に根差し、世代を超えて受け継がれている伝承や風習などを踏まえたものであること、二つ目には、ストーリーの中核に、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上、建造物や遺跡、名勝地、祭りなど、地域に根差しして継承や保存がなされている文化財にまつわるものを据えていること、三つ目には、単に地

域の歴史や文化財の価値を解説するものになっていないこと、以上の3点が求められておりません。

なお、ストーリーには、単一の市町村で完結する地域型と、複数の市町村にまたがるシリアル型の二つの種類があるところでございます。

○田中英樹委員 国におきましては、日本遺産を、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに、全国で100件程度認定する予定と承知しておりますが、これまでの全国の認定状況についてお伺いします。

○小松文化財・博物館課長 全国の認定状況についてであります。これまでに認定されたのは、平成27年度に、地域型が8件、シリアル型が10件の合計18件、平成28年度に、地域型が4件、シリアル型が15件の合計19件、平成29年度に、地域型が6件、シリアル型が11件の合計17件でございまして、累計で、地域型が18件、シリアル型が36件、合計54件となっております。

全国的に見ますと、西日本で認定が多い傾向がありまして、北海道、北東北からは、平成29年度より前には認定がなかったところでございます。

○田中英樹委員 続いて、道内関係の申請と認定状況はどのようになっているのか、伺います。

○小松文化財・博物館課長 道内関係の認定状況についてであります。制度が開始された平成27年度と28年度には申請がなかったところでございますが、平成29年度に、初めて、地域型であります江差町の「江差の五月は江戸にもないーニシンの繁栄が息づく町ー」と、シリアル型であります函館市、松前町を含む7道県の11の市や町による「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の2件が認定されたところでございます。

○田中英樹委員 今年度、道内からの初認定を受けて、道内各地では、日本遺産の認定に向けた機運が高まっているところであります。

例えば、根室管内の1市4町では、豊かな自然に恵まれた根室地域における、縄文時代から現代に続く歴史に焦点を当てたストーリーを検討しており、先般、標津町を中心に、日本遺産の認定に向けた検討会議を立ち上げたと承知しております。

今後の道内関連の申請に向けた検討状況についてお伺いします。

○小松文化財・博物館課長 今後の申請に向けた検討状況についてであります。ただいま委員から御指摘のございました根室管内の1市4町のほか、大雪山の自然をテーマとした、上川町を初めとする2市10町のストーリーや、既に認定済みの北前船のストーリーに構成市町村を追加する検討が進められているところでございます。

このほか、胆振管内の景勝地や空知管内の産業遺産などをテーマにしたストーリーなどについても検討が進められているものと承知しております。

○田中英樹委員 日本遺産の認定に向けましては、地域からの期待の声が大きく、国では、2020年までに100件程度認定する予定であります。既に半数以上の認定が進み、道教委としても、さらなる認定に向けて積極的に取り組むべきと考えますが、所見をお伺いします。

○松山文史委員長 生涯学習推進局長大川祐規夫君。

○大川生涯学習推進局長　さらなる認定に向けた取り組みについてでございますが、日本遺産は、地域がさまざまな文化財を中心に、食や観光などを含めてパッケージ化し、魅力あるストーリーとして国内外に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的としておりまして、地方創生にも資する取り組みであると認識しているところでございます。

道教委といたしましては、庁内に設置した日本遺産連絡調整会議を通じ、地域振興や観光などを所管する知事部局との連携を図りながら、市町村との情報交換を密にいたしますとともに、今年度認定された道内の事例なども参考にしながら、国との連絡調整を緊密に行うなど、さらなる日本遺産の認定に向けて積極的に取り組んでまいります。

○田中英樹委員　次に、高等学校の通級制度についてであります。

国において学校教育法施行規則が改正され、平成30年4月から、高等学校における通級による指導が実施されることとなったと承知をしております。

こうしたことから、高等学校における特別支援教育について、以下伺ってまいります。

まず、平成28年12月に改正されました学校教育法施行規則の内容について、改めてお伺いします。

○松山文史委員長　高校教育課長山本明敏君。

○山本高校教育課長　学校教育法施行規則の改正についてでございますが、高等学校への進学率が98%を超える中、小中学校と同様に、高等学校においても、障がいに応じた特別の指導を行うことができるようにするため、平成28年12月に規則改正が行われ、平成30年度から、言語障がいや自閉症、情緒障がいなどの障がいのある生徒に対して、特別の教育課程を設けて、障がいに応じた特別の指導、いわゆる通級による指導ができることとなったところでございます。

また、その際に、障がいに応じた特別な指導に係る修得単位数を、年間で7単位を超えない範囲で、全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができるほか、他の高等学校や特別支援学校高等部において受けた授業を当該高等学校等で受けた授業とみなすこともできることとなったところでございます。

○田中英樹委員　道教委では、国の指定校事業を活用して、通級による指導に関し、教育課程の編成、実施について調査研究を行ってきたと承知しておりますが、どのような学校で、どのような取り組みを行ってきたのか、伺います。

○山本高校教育課長　指定校における取り組みについてでございますが、道内では、上士幌高校が平成26年度から平成28年度まで、また、大樹高校と本別高校が平成27年度から平成29年度まで、国の、高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育に関する研究開発の指定を受けており、各校においては、障がいによる学習上の困難の改善、克服を図るため、生徒の実態把握をした上で、個別の指導計画を作成し、授業時間や放課後に、集団生活のスキルを身につけるための個別指導や、個人の特性に応じた学び方を理解する学習、ストレスマネジメントやコミュニケーショントレーニングなどの自立活動の指導を行ってきております。

また、今年度、上士幌高校と北見北斗高校が、国の、高等学校における特別支援教育推進のた

めの拠点校整備事業を実施しており、両校におきましては、中学校や特別支援学校のほか、関係機関などを交えた運営協議会を設置し、中学校からの引き継ぎの方法や自立活動の内容について検討するとともに、進路の実現に必要なスキルを身につける指導方法、教育課程上の位置づけなどについて研究を進めているところでございます。

○田中英樹委員 昨年度までの国の指定校における取り組みを通して、どのような成果と課題が見られたのか、お伺いします。

○山本高校教育課長 指定校における成果と課題についてでございますが、各学校からは、成果として、生徒自身が自分の特性に応じた学び方を理解したこと、個別指導により生徒のコミュニケーション能力が向上したこと、特別支援教育に関する教職員の理解が高まったことなどの報告がされております。

一方、課題といたしましては、生徒の負担を考慮し、自立活動を実施する時間帯を工夫する必要があること、地元の教育委員会や中学校等との連携を強化し、学校間の引き継ぎを円滑に行う必要があること、教職員の専門性を一層向上させ、生徒の障がいの特性に応じた指導方法等を充実させる必要があることなどが挙げられております。

○田中英樹委員 道教委では、特別な教育課程による指導体制の整備について、庁内に検討委員会を設置して検討を進めていると承知しておりますが、現在の取り組み状況についてもお伺いいたします。

○松山丈史委員長 学校教育局長北村善春君。

○北村学校教育局長 今年度の取り組み状況についてでございますが、道教委としましては、今年度から、国の事業の指定を受けて、上士幌高校と北見北斗高校に設置した運営協議会に、高校教育課や特別支援教育センター等の職員を派遣して、取り組み状況を把握しますとともに、教育課程の編成や指導方法について専門的な指導助言を行うなどして、両校の取り組みの支援に努めてきているところでございます。

また、平成30年度からの、高校における通級による指導の円滑な実施に向けましては、ことし6月に設置をした、関係課による庁内の検討委員会では、特別の教育課程による指導の実施形態、指導内容、指導方法、教育課程上の位置づけ、中学校や特別支援学校との連携のあり方、広域分散型の本道の地域特性を踏まえた効果的な実施方法などにつきまして、指定校の取り組み状況や、校長、教職員等の意見などを参考にしますとともに、他県の事例なども収集しながら、検討を進めているところでございます。

○田中英樹委員 特別の教育課程による指導の充実に向けては、各学校の校内体制を整備することはもとより、関係機関等との連携が重要と考えます。

道教委は、特別な教育課程による指導にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○松山丈史委員長 学校教育監村上明寛君。

○村上学校教育監 今後の取り組みについてでございますが、道教委では、高等学校において、障がいのある生徒への指導や支援を行うに当たっては、中学校、特別支援学校、関係機関などと

連携して、障がいのある生徒の状況を的確に把握し、支援方策の検討を行う校内体制を整えるとともに、校内研修の充実により、教職員の専門性を向上させることが重要であると考えております。

こうしたことから、道教委では、指定校における運営協議会などの実施体制のあり方や、関係機関と連携して効果的な指導を行っている事例などを全ての高校に紹介するとともに、道立特別支援教育センターなどが行う研修を通じて、生徒の障がいの特性に応じた指導方法の充実を図るなどして、高等学校における特別の教育課程による指導が円滑に実施されるよう努めてまいります。

○田中英樹委員 続いて、健康教育についてお伺いいたします。

近年の都市化、情報化などによる社会の変化や生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の健康にも大きな影響を与えていると考えます。

本道の子どもたちの健康に関して、どのようなことが課題となっているのか、伺います。

○松山文史委員長 健康・体育課長宮岡孝博君。

○宮岡健康・体育課長 本道の子どもたちの健康課題についてでございますが、近年の社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の健康にも影響を与えておりまして、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスに関する問題、性の問題行動や薬物乱用など、健康課題が多様化している中で、本道の子どもたちにおきましては、全国と比較すると、心臓疾患や腎臓疾患を有する児童生徒の割合は低いものの、肥満傾向児の出現率や1人当たりの虫歯の本数、さらには、ぜんそくやアトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患を有する子どもの割合が高い傾向が見られるところでございます。

○田中英樹委員 子どもたちの健康課題の解決を図るために、各学校においてはどのような取り組みが行われているのか、現状を伺います。

○宮岡健康・体育課長 学校の取り組みについてでございますが、各学校では、子どもたちが健康な生活を営むために必要な資質、能力を育てますとともに、心身の調和的な発達を目指し、保健体育や特別活動等の授業はもとより、教育活動全体を通じて、健康的な生活習慣や心の健康、性の問題行動、薬物乱用が心身に与える影響等について、子どもの発達の段階に応じた指導を行うほか、校内に、学校医や学校歯科医、保護者等で構成する学校保健委員会を設置し、学校、家庭、地域の連携により、さまざまな健康課題に対応しているところでございます。

また、児童生徒一人一人の健康課題につきましては、本人や保護者等からの相談に丁寧に応じますとともに、必要に応じて病院等との連携を図るなど、きめ細やかに対応しているところでございます。

○田中英樹委員 そのような中、本道における子どもたちの健康課題の解決に向けて、道教委ではどのように取り組んできたのか、お伺いします。

○宮岡健康・体育課長 道教委の取り組みについてでございますが、道教委では、本道の子どもたちの健康課題の解決に向け、これまでも、教員や保護者等を対象とした、学校保健に関する研

修会におきまして、歯、口腔の健康づくりや性の問題行動に関する講座等を設定しますとともに、それぞれの課題を専門とする医師や大学教授等に講師を依頼し、研修内容の改善充実を図るなど、教員の指導力の向上に努めてきたところでございます。

また、平成27年度からは、国の学校保健総合支援事業を活用し、アレルギー対応、心の健康、薬物乱用防止などを専門とする医師や大学教授等を学校に派遣し、生徒向け講演会等を実施するなど、各学校の取り組みを支援してきたところでございます。

○田中英樹委員 我が会派の代表質問の中でも、これまでも医師や大学教授などを派遣してきた旨の答弁があったところでありますが、その取り組みの成果や課題をどのように認識しているのか、伺います。

○宮岡健康・体育課長 専門家の派遣についてでございますが、道教委が実施している、医師や大学教授等の専門家を学校に派遣する事業につきまして、学校からは、現代的な健康課題に関する新しい情報を知ることができた、医学的な内容について具体的に理解することができたなどの感想が寄せられておまして、児童生徒や教員が、さまざまな健康課題に対する理解を深めることができるなどの効果が見られているところでございます。

一方、学校の課題に応じた適切な講師を選定できるよう丁寧に支援してほしい、地域の実態や課題を理解した講師を紹介してほしいなどの感想も寄せられ、また、講師を務めていただいた医師等からは、学校訪問の時間を確保する上で診療時間との調整が難しいなどの声もありまして、今後は、より一層、学校のニーズに対応した講師の確保などに努める必要があると認識しているところでございます。

○田中英樹委員 最後に、今後の取り組みについてお伺いします。

多様化する本道の子どもの健康課題を解決するため、札幌医科大学などの医育大学と連携をした出前授業の実施などについて、積極的に取り組むべきと考えますが、今後、道教委はどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

○松山丈史委員長 教育長柴田達夫君。

○柴田教育長 今後の取り組みについてでございますが、子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、学校では、保健体育などの授業はもとより、教育活動全体を通じて、望ましい生活習慣の形成や病気の予防などについて、子どもの発達段階に応じた指導を行ってきているところでございます。

道教委といたしましては、委員が御指摘の点も十分に踏まえ、今後、知事部局はもとより、札幌医科大学を初めとした医育大学や病院等の専門機関と一層の連携を図り、医師、大学教授等による児童生徒への講話を充実させるなどいたしまして、児童生徒が、健康に関する正しい知識を身につけ、自主的に健康な生活を実践できる資質、能力を育成する健康教育のさらなる充実を図ってまいります。

以上でございます。

○田中英樹委員 以上で終わります。

【第2分科会 10月3日 第4号】

○松山丈史委員長 田中(英)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、教育委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもって、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松山丈史委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○松山丈史委員長 本分科会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本分科会は、9月27日に設置以来、付託議案を初め、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、内田副委員長を初め、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼を申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第2分科会を閉会いたします。（拍手）

午後4時8分閉会